令和３年６月度　定例教育委員会

会　議　録

八幡市教育委員会

開催日時	令和３年６月２９日（火曜日）　午後３時～午後４時１１分
場所	文化センター１階 展示室
出席委員名	小橋　秀生（教育長）　八頭司　めぐみ 橋本　陽生（職務代理者）　狩野　理恵子 佐野　恵理子
委員を除く出席者の職・氏名	部長　辻　和彦 部付部長　田中孝治 部次長　川中　尚 部次長　佐野泰博 （生涯学習ｾﾝﾀｰ館長事務取扱） 教育総務課長　長尾忠行 社会教育課長　辻　博之 文化財保護課長　八十島豊成 保育幼稚園課長　成田孝一 教育支援ｾﾝﾀｰ所長　濱田将行 教育集会所館長　畑中敏之 図書館長　佐野正樹 保育・幼稚園課主幹　高瀬栄津子 教育総務課主幹　山口潤也

１．開　会

２．報　告　事　項

（１）スタディサポート事業（鳩嶺教室）について　（教育部次長）　※資料１
（２）令和３年度八幡市立幼稚園、小・中学校の在籍者数・教員数（市独自速報値）の結果について　（教育総務課）　※資料２
（３）第四回・第五回　徒然草エッセイ大賞について　（社会教育課）　※資料３
（４）令和２年度「所報」の配布について　（教育支援センター）　※資料４

３．議　題（協議事項）

（１）社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について　（社会教育課）　※資料５
（２）八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（案）について　（文化財保護課）　※資料６
（３）八幡市図書館協議会委員の委嘱について　（市民図書館）　※資料７

４．その他

- 園、学校訪問について
- 配布資料
  - ・令和２年度八幡市立生涯学習センター事業報告書
  - ・令和３年度八幡市立生涯学習センター事業計画書
  - ・令和２年度公民館事業報告書
  - ・令和３年度公民館事業計画書

５．閉　会

※次回定例教育委員会
日時：７月１３日（火）午後３時から
場所：分庁舎２階　会議室Ａ
※学校訪問先
八幡第四幼稚園（１０：３０）
くすのき小学校（１１：３０）

	内　　容
	１．開　会
［ 教 育 長 ］	それでは、令和３年６月度の定例教育委員会を開催いたします。 ２番目の報告事項からお願いします。（１）スタディサポート事業(鳩嶺教室)について、事務局より報告願います。
	２．報　告　事　項
	（１）スタディサポート事業(鳩嶺教室)について
［川 中 次 長］	スタディサポート事業（鳩嶺教室）についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。 小学生スタディサポート事業（鳩嶺教室）でございますが、学習意欲は高いが、経済的理由により塾等の学習機会の少ない八幡市全域の低所得者世帯の小学校４年から６年生に対して、民間教育機関によるより学習に集中できる場と教育内容を提供し、さらなる学力を身につけ未来を切り開く力をつけさせることを目的に、今年度から新たに実施するものでございます。対象が小学生ということから、会場につきましては中学校区ごとに設置し 校区の広い男山東中学校区においては、有都小学校会場と美濃山コミュニティセンター会場を設け、計５会場で実施することとしております。受講につきましては、定員を５会場合計で１２０名とし、定員を超える場合は、世帯所得を生活保護基準で除して得られた値の低い順に受講生を決定することといたしております。なお、７月より受講希望を募り、２学期より指導を開始する予定としております。業者選定は公募型プロポーザル方式で行い、提案限度額は１５，８８２，０００円といたしました。４社から参加表明があり、うち２社が辞退されたため、残りの２社で５月３１日にプレゼンテーション及び評価を行いました。結果、株式会社トライグループ(https://www.trygroup.co.jp/company/)を受注候補者と特定し、同社と今月中に契約を締結する予定としております。続きまして、中学生スタディサポート事業（鳩嶺教室）についてです。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和２年所得額により受講審査を行う追加募集を行いました。募集人数は３学年合計で２５名程度を予定し、７月２１日からの夏期講習より指導を開始する予定としております。応募は既に締め切りまして、５９名の応募があったと聞いております。 以上、ご報告させていただきます。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、委員より何かご質問等はございませんか。
［橋 本 委 員］	いつも非常に大きな金額をかけた結果に注目しています。業者選定でトライグループに決まったとのことですが、現在ＧＩＧＡスクール構想等の中で端末等を使った、また学習プログラム的なものも含めた個別最適化指導が非常に注目されているわけです。授業方法、学習指導方法を理解され従来どおり実施されているのかお教えいただきたいと思います。
［川 中 次 長］	指導方法でございますが、先ほども言いましたように４年生から６年生まで、学年別にとは決めておりません。基本的に今回お願いしていますのは、子どもたち３名に対して１人の講師という形の個別指導方式をお願いしています。また、その場においては、委員ご指摘いただきましたとおり、実はタブレット端末も今回トライグループさんのほうで用意をしていただけますので、タブレット等々で動画を使った形での指導等も含めて実施すると聞いております。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。そのほか何かご意見、ご質問はございますか。 それでは、次に２点目の令和３年度八幡市立幼稚園、小・中学校の在籍者数・教員数の結果について、事務局より報告願います。教育総務課。
	（２）令和３年度八幡市立幼稚園、小・中学校の在籍者数・教員数(市独自速報値)の結果について
［長 尾 課 長］	令和３年度八幡市立幼稚園、小・中学校の在籍者数・教員数についてご報告申し上げます。お手元の資料２をご覧いただきたいと存じます。この表は、前年度数値を括弧書きにしております。まず、幼稚園でございます。公立幼稚園の園児総数は２１１人で、昨年の２２８人

	より１７人減少しており、前年比９２．５％となっております。なお、有都こども園でございますが、保育園部分の５３人が含まれた人数となっています。それを除くと公立幼稚園の総数は１５８人で、昨年の１７２人より１４人の減となり、前年比９１．９％となります。各園の詳細は表のとおりでございます。 　また、表には掲載しておりませんが、私立の幼稚園、こども園の市内に在住する園児の総数は５７５人で、昨年が５９６人でしたので２１人減少の前年比９６．５％の状況でございます。次に小学校でございますが、小学生の総数は３，３８５人で、昨年の３，４３７人より５２人減少し、前年比９８．５％になっております。各小学校の詳細は表のとおりでございます。最後に中学校ですが、総数は１，６０５人で、昨年の１，６６８人より６３人減少し、前年比９６．２％になっております。各中学校の詳細は表のとおりでございます。 　以上でございます。
［教育長］	ただいまの報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
［狩野委員］	私は、幼稚園の園児数の減少というのがとても気になります。今日も第三幼稚園を訪問いたしました。園長先生が園児数の確保に、一生懸命活動されています。子ども・子育て会議でも認定こども園に移行するための実態に合った定員設定が重要だと思います。今後、園児数の減少を少しでも抑えていただきたいと思います。今後の幼稚園施設に向けた展望があれば説明していただけますか。
［成田課長］	今、委員ご指摘いただいたように、公立幼稚園は近年大きく園児数は減少してきております。これは公立幼稚園が悪いわけではなくて、社会全体を見ますとやはり共働き世帯の増加、核家族化の進行などの社会環境の変化によって、保育園ニーズのほうが伸びており公立の幼稚園ニーズは、少子化の流れと並行してこの間減少し続けています。また近年、令和元年度より幼児教育・保育の無償化という制度が始まり私立幼稚園の保育料についても無償になっており、私立幼稚園のほうに流れていっている園児も多いと考えております。今、我々福祉部のほうでは、保育園、幼稚園を含めた公立就学前施設の再編というものを検討しており、まずは一番大事にしなければいけないのは、集団の規模、一定数の集団園児数の確保というものが喫緊の課題になっております。保育園については一定このまま、園児数はなだらかには減少し、そんなに急激には落ちないと思います。一方、幼稚園については、ここの表にありますように、１学級１０人未満となるようなクラスも出てきていますので、この幼稚園の園児数を確保するには、やはり幼・保どちらのニーズにも対応できる認定こども園をベースの方向を進めていくのがよいのではないかということで今、検討しておるところでございます。また、引き続き子ども・子育て会議のほうにでも今後の状況を諮りながら、対応を検討してまいりたいと考えております。
［教育長］	ありがとうございました。それでは、次に３番目の第四回・第五回徒然草エッセイ大賞について、事務局より報告願います。社会教育課。 （３）第四回・第五回 徒然草エッセイ大賞について
［辻課長］	徒然草エッセイ大賞授賞式についてご報告申し上げます。恐れ入りますが、資料３をご覧願います。なお、第五回徒然草エッセイ大賞のチラシを添付しておりますので、よろしくお願いいたします。 　第四回徒然草エッセイ大賞は「変化」をテーマに、令和２年６月５日から９月２５日までを応募期間とし、総数３，５６４件の応募がありました。一般の部、中学生の部、小学生の部の各部門で大賞１、優秀賞３、佳作５の合計２７点が入賞されました。受賞作品については、お配りさせていただきました作品集でご確認をお願いしたく存じます。授賞式は、令和３年３月１３日に文化センター小ホールにて開催したものでございます。 　次に、第五回徒然草エッセイ大賞についてご報告をいたします。まず、委託業者でございますが、公募型プロポーザル方式により業者選定を実施いたしました。プロポーザルには２社から参加表明を頂き、その結果、日本コンベンションサービスに決定いたしました。 　テーマは「つながり」でございます。コロナ禍の中で私たちは日々のつながりの大切さを感じ、リモートという新しい「つながり」を発見し、石清水八幡宮と仁和寺の縁を結ぶ第五

	回記念企画として、まさに今、世界中のアスリートが集うオリンピック開催年にふさわしいテーマとしております。密なつながり、遠いつながり、意外なつながりなど、あなたにとって「つながり」とは何かについて募集をいたしたいと考えております。 　応募期間でございますが、令和３年７月１日から１０月１４日までとし、受賞式につきましては、令和４年３月１９日、午後１時から、仁和寺御室会館大広間において開催を予定しております。 　以上でございます。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
［狩 野 委 員］	去年、このエッセイ大賞の授賞式に参加させていただいて、私はもっと小規模なものかなと思っていましたが、応募をされた方も年齢層も広く全国的だった思います。大賞を取られた方々の作品を読み、発表を聞くと素晴らしい行事だなと思っています。八幡市の各小学校･中学校等でもこの様な取組に多く参加していただきたいと願います。授賞式は、今度は仁和寺で開催されるのですか。
［ 辻 課 長 ］	はい、仁和寺で開催します。尚、仁和寺においては動画配信も予定をしていますので、ここでご参加いただけない方も、動画を通じてご覧いただけるように工夫してまいりたいと考えております。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。他に何かこの件につきましてご質問。
［橋 本 委 員］	重複することになってしまうかもしれませんけれども、コロナ禍の中、第四回でしたか、この授賞式に私も参加させていただきまして、どのような形になるのかなと思いましたけれども、高齢者の方は動画配信という形でメッセージを頂きました。また小学生の方、これは将来性だということで、現場にいる者については非常に感動がありました。教育機器を通じての発信の仕方もありましたし、本人のいろいろな所作に触れての感動も頂きました。やはり現場にいないと共感や感動は味わえません。参加者が少なかった、本当に関係者だけみたいな形になりましたので、残念だなということを強く思いました。 　それから、回を重ねてきておりまして、八幡市の小学校・中学校の児童・生徒諸君も、準備時間をかけて優れた作品を提供していただいています。学校関係者は相当苦労されていると思います。コロナ禍の中で、逆に負担をおかけしていると思っています。この様な機会を利用して表現力とか、作文、エッセイの学習的意義をしっかり捉えていただいて反映させていただけたらと考えます。負担ばかり考えたら、大変なことだと思います。非常に大きな金額をかけ全国的に知られるような広報としても積極的にやられており、また今度は仁和寺までお借りし広がりを持ってやられていくということですので、そこについていく者、参加する者も質的に高まっていくと、あるいは狭い了見じゃなくて、エッセイというものを本気で教育に反映させていくという辺りの指導を含めてお聞かせいただければありがたいと思います。
［川 中 次 長］	学校での取組の状況でございますが、基本的には各学校とも国語科の教科もしくは総合的な学習の時間等に位置づけて、一定指導を入れてから確実にやっております。去年、教育課程の中で取り組んでいます。また、自己表現というのは、すごく大切なことであると思っております。そういう１つのきっかけになり非常に有効であり、書く事の可能性をうまく活用していただいているのではないかと感じています。時期的な問題もいろいろあり学校によっては夏休み前に少し指導をし、逆に夏休みに子どもたちは、様々な体験をするので、そのような事をまとめるという意味で夏休みの宿題という形で出す学校もございますし、授業の中で教え授業内で書かすというような学校もございます。それは各学校の取組かなと思っていますが、いずれにせよ、基本的には子どもたちの要は資質能力を育てるために学校として取り組んでいる。その点については全く問題ないと感じています。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。他に何かご質問とかご意見はございませんか。無いようなので、次に４番目でありますが、令和２年度八幡市教育支援センター「所報」の配布について、事務局より報告願います。教育支援センター。

	（４）令和２年度「所報」の配布について
［濱田所長］	令和２年度の教育支援センター「所報」をお配りしましたので、資料４をご覧ください。 内容は、不登校対策、教育相談、教育支援教室「さつき」、特別支援教育、教育支援委員会で構成され、最後に資料をつけています。 教育相談の昨年度の相談状況を３ページから、教育支援教室「さつき」につきましては８ページから、特別支援教育、教育支援委員会につきましては１２ページ以降になっております。 教育相談につきましては、令和２年度は延べ１，６０７件の相談を受けました。令和元年度に比べ、令和２年度の件数は１８４件減少しました。相談内容は、中学生は不登校に関する相談が多く、登校しぶりと合わせると８８％を占めます。小学生も不登校・登校しぶりに関する相談が合わせて４６％と最も多く、次いで、性格・行動に関する相談が２７％と全体の約３割を占めています。 不登校の児童・生徒が入室します教育支援教室「さつき」の入室数につきましては、令和２年度は３６名の児童・生徒が「さつき」に通室しました。令和元年度は３０名でしたので、６名増加しました。今年度は１９名でスタートし、現在２４名が通室しております。また、令和３年度入学の教育支援委員会の就学相談件数は７８件となり、前年度よりも少し増加しました。大まかなご報告ですが、ご一読いただければと思います。以上でございます。
［教育長］	ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、委員より質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ないようでございますので、これにて報告事項を終結いたします。 次に、３．議題に入らせていただきます。その１、「社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。社会教育課。 **３．議　題（協議事項）** （１）社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について
［辻課長］	社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱につきまして提案させていただきます。 社会教育法第１５条及び同法２１条の規定により現在、社会教育委員並びに公民館運営審議会委員として１０名の方々にご就任いただいておりますが、今月３０日で任期満了となりますことから、７月１日以降、委員としてご就任いただく方々への委嘱についてご審議を賜りたいと存じます。恐れ入りますが、資料を配付しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員１０名のうち、今回新たに委員としてご就任いただく方は４名であり、前期から引き続きご就任いただく方は４名、市民公募２名でございます。 まず、新たにご就任いただく方でございます。お一人目は、学識経験者の北和人氏でございます。次に、体育団体代表の藤原邦夫氏でございます。八幡市スポーツ協会からの推薦でございます。次に、女性団体代表の藤田美代子氏でございます。女性団体連絡協議会からの推薦でございます。次に、ＰＴＡ代表の赤松真弓氏でございます。ＰＴＡ連絡協議会からの推薦でございます。 続きまして、継続の４名の方でございます。青少年育成団体代表の高橋寿子氏、文化団体代表の筧格氏、学校代表の羽野豪氏、人権教育・啓発団体代表の眞柄以久代氏でございます。次は、市民公募の松本俊吉氏、金子功氏でございます。市民公募としましては２名の枠を設けております。今回５名の方からご応募いただきまして、書類審査の結果、松本氏、金子氏を選出したものでございます。松本氏は２期目、金子氏は１期目となります。 なお、任期につきましては、令和３年７月１日から令和５年６月３０日までの２年間でございますが、ＰＴＡ代表の赤松氏につきましては、八幡市ＰＴＡ連絡協議会の役員が毎年交代となりますことから、任期を令和３年７月１日から令和４年６月３０日までの１年間とさせていただきたいと考えております。 以上、１０名の方々に社会教育委員並びに公民館運営審議会委員を委嘱したいと考えてお

	りますので、ご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。 　なお、本日の教育委員会でご承認を頂きましたら、７月に第１回目の会議を開催いたしまして、委員の中から委員長及び副委員長を選任させていただく予定をしております。 　以上でございます。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 　ないようでありますので、議題（１）についてお諮りいたします。議題（１）について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。
［ 全 委 員 ］	異議なし。
［ 教 育 長 ］	それでは異議なしと認め、議題（１）社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。 　次に、２つ目の「八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(案)について」を議題といたします。事務局より説明願います。文化財保護課。 （２）八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
［八十島課長］	八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案のご説明をさせていただきます。お手元の資料６をご覧ください。 　行政手続等の押印の見直しに伴い、規則を一部改正するものでございます。同時に文言が古いものについても改めております。 　主な改正点は、押印を省略して、殿を様に、添付写真の様式をキャビネ型写真から写真に改めるものでございます。 　以上が主な改正点でございます。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 　それでは、ないようでございますので、議題（２）についてお諮りいたします。議題（２）について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。
［ 全 委 員 ］	異議なし。
［ 教 育 長 ］	それでは異議なしと認め、議題（２）八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(案)つきましては、原案のとおり決定いたします。 　次に、３番目、「八幡市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。市民図書館。 （３）八幡市図書館協議会委員の委嘱について
［佐 野 館 長］	図書館協議会委員の委嘱について提案させていただきます。資料７をご覧ください。 　図書館協議会委員のうち、ＰＴＡ連絡協議会からの選出委員が役員の改選で交代となりましたので、新たに役員に選出されました赤松真弓氏の当該委員委嘱のご承認をお願いするものでございます。 　なお、任期につきましては、図書館法第１５条及び八幡市立図書館条例第５条第４項により、前任者の残任期間の令和３年１２月３０日までといたします。 　以上、ご審議いただきますようお願いいたします。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。 　ないようでありますので、議題（３）につきましてお諮りいたします。議題（３）につきまして、原案のとおり可決することご異議ございませんか。
［ 全 委 員 ］	異議なし。
［ 教 育 長 ］	それでは異議なしと認め、議題（３）八幡市図書館協議会委員の委嘱ついては、原案のとおり決定いたします。 　これにて議題を終結いたします。 　次に、４．その他に入らせていただきます。本日の園・学校訪問についてのご意見はございますか。よろしくお願いします。

	４．その他
	◦園、学校訪問について
［狩野委員］	今日は第三幼稚園とさくら小学校に行かせていただきました。さくら小学校の全学年を拝見しましたが、１年生の音楽の時間では、コロナ禍の中歌唱などは制約を受けていました。新学期に入り３か月が終わりましたが、通常生活よりかけ離れていることを強く感じました。今日は２クラス、歌唱を指導されていましたが、歌詞をプリントに書き教室のテレビで曲を流すような授業です。八幡市では随分昔から、幼稚園６園の園長、またそして小学校の教務の先生や低学年の先生と一緒に幼小連携の推進プロジェクトをつくって、遠隔教育を準備をされていたと思いますが実際にその実態を見ますとかけ離れ過ぎており、ＰＤＣＡサイクル(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2010/04/07/1230736_2.pdf)がどのように進行し、各小学校ではどのように児童生徒の状況や保護者・地域のニーズなどを的確に把握しているか。また積極的な情報をを提供しているかを非常に疑問に思いました。１年生になってわくわくしながら勉強もして学ぶんだというような気持ちをこれからどんどん積み上げていってほしいなと思いますが、今の八幡市での接続のカリキュラムなど、幼少連携体制の状況を教えていただけたらなということを思います。
［川中次長］	現在、コロナ対策においては、レベル３の対応をしております。基本的には歌は歌えない。友達同士の関わりについても、かなりの制限させていただいております。中にはプラスチックのガードをつけた中でのやり取りであったり、中学校であれば、絶対に対面にならないように星型で競技をする様々な工夫をしてやられている中で、現状からいうとかなり厳しいのではないかな。本来であれば、もちろん子どもたち同士の関わりでありますとか、子どもたちの意識意欲を高めるような形の活動というのは、低学年であれば体を動かす活動がどうしても必要になってきますが、現在それを制約せざるを得ない状況でございます。これは学校として大変厳しい状況である認識は間違いなく持っております。今現在、その体制を外せるかというと、本市におきましては、子どもたちのコロナの陽性患者も出ており学校によっては臨時休業まで行わなければならないような状況になっているということ、この学びの維持と感染拡大をどうバランスを取っていくか、ここは私どもにしても非常に、ある意味苦慮しているところではございます。その中で、現在の教育実践自体が、全ての授業が新しい学習指導要領にのっとった形で正常に行われているという認識はございません。 幼小連携カリキュラムでございますけれども、連携カリキュラムにつきましては今も当然ながら実施していますが、この２年間ほどはコロナ禍でプロジェクト自体が全く回っていませんので、先生方自体、集まって練習することすら今ずっとできていない現状だったので、せいぜい校内で集まっていただくのが限界です。毎年夏にやっていた研修会も２年連続で延期しています。今のこの状況下の中では厳しいことがあるかな。今後は、先ほど橋本委員がおっしゃっていただいたＧＩＧＡスクールの関係で言いますと、オンラインでの先生方の交流が今後盛んになっていくだろうと思っていますので、私どももこのデバイスを実施しています。例えば校長会をオンラインで実施したり、このような定例会の会議自体をオンラインでやっていくような。先生方の意見も皆がうまく交流できるような「こんなことをやったよ」みたいなことで、「こうやったら子どもたちうまくいくよ」みたいな感じの交流が、今回、ＧＩＧＡスクールで実施しているマイクロソフトのチームズ（Microsoft Teams https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/group-chat-software）という製品を活用しています。この状況下の中で大変厳しい状況であるという認識は本当に持っておりますので、その中でもできることをどのように工夫していくのかというところでは、先生方もかなり工夫はされているのではないかなと考えているところです。
［教育長］	ありがとうございました。ほかに何かご意見、ご質問等はございませんか。
［狩野委員］	今日の授業の参観の中で、６年生がタブレットを使って授業をしているシーンを見させていただきました。本当にタブレットの使い方、そのこと自体が子どもたちの個人差があるのではないかと思いました。また、ＩＣＴ教育の進捗に伴う先生方の研修等の予定などを教えていただけたらありがたいかなと思います。

［川中次長］	中学校ブロックごとに配置しておりますＩＣＴ支援員さんのほうで、各校の実態に応じた形で校内研修をしていただいております。また、市教委といたしまして各学校の代表者を集めまして、効果的な活用方法でありますとか、ソフトウェアのオペレーション等の研修をしているところです。現在では、全体的に研修は終わりつつありますので、今後は管理研修等のより一層各実践を記し伝える研修を実施し、今後ＧＩＧＡスクール検討委員会というのを立ち上げ、各学校の代表者と一緒に研究を進めてまいりたいと考えています。今新学期に、入って３か月ほどですけども、多分、今が一番面白いときで見ていて面白いかもしれません。できる子とできない子の差が激しいですが、日を追うごとに子どもたちも慣れてくると思います。慣れてくるとハードウェア面、ソフトウェア面などにいろいろ問題も上がってくるでしょうし、子どもたち自身の問題も有るかもしれませんが、問題が起こるから使わせないでおこうとか、問題があるからやめようというんじゃなくて、問題が起こったことをどこまで考えていくんだとか、問題が起こったこと自体の指導というのは、その問題がどうしたら発生していかないのかとか、どうやって自分を律していくんだみたいなところへ持っていかないと、問題自体を全部やめてしまうような運用にしてしまいますと、これからの社会を生きていく子どもたちをつくることができないのではないかなと考えています。学校からの様々な、制限依頼がありますが、確かに制限をしたほうが簡単にことは運びますが、でもできなくしてしまうこと自体が、本当にそれは子ども達の教育にとっていいのか、子どもたちの未来にとっていいのかということを考えながら、もちろん学校現場の思いもありますし、そういうことを調整しながら、本市の場合はこのＧＩＧＡスクール構想を１つの大きな教育を変える意味での、そういう意味をここが持っていると考えておりますので、何もかも制限して、要は安心安全の中に子どもたちを閉じ込めてしまうのではなくて、いろんなトラブルも含めて、それを乗り越える力をつけさせていきたいなと考えているところでございます。
［教育長］	ありがとうございました。ほかに何かご質問、ご意見等はございませんか。
［佐野委員］	私も今日、さくら小学校と第三幼稚園の学校訪問をさせていただいて、川中次長もすごくご尽力されているというのを原田校長並びに西口園長から聞きまして、まず三幼の西口園長のほうから、川中次長のほうからもいろんなお話の中に、物的環境に頼らない授業、コロナ禍の中、園児たちをどういうふうに指導していくのかというところで物的環境に頼らない授業声があって、やはり足らない物をみんなで共有していく、お布団が１枚しかなかったら、３人で１個しかなかったら順番に使うとか、代わるよとか、そういう幼児教育をしていく。物に頼っていってはいけないなというところをこのコロナ禍を利用しながら、西口園長が保育活動をされているというのを聞いて、もっともだなとすごく感心して、ありがたいことだと思いました。また、コロナのワクチンに対しても、小学校もそうですし、園の教員の先生たちも児童相談所のほうからいろいろご尽力で順番的に回ってくるように、園の先生たちにワクチンが対応できるんじゃないかなというのも対応されていると聞き、安心したところであります。もう１つ私は今期、八幡市が小学校の授業でまたプールのほうを全くされないというふうに決められたということもあって、プールの授業がない分、水の怖さというのを子どもたちに伝えていただきたいなと思いました。以上です。
［川中次長］	今、委員ご指摘のとおりで、今年度についてもプールの授業ができないということを、私も個人的に非常に残念だなと思っているところで、コロナ禍のまだ広がりがある中では致し方がないところかなというふうにも思っているところでございます。ただ、体育の授業としての水泳授業ですが、水難防止については、必ずこれは全児童としてやるべきことというふうに指定されておりますので、その部分については必ず実施をするように、指導してまいりたいと考えています。
［教育長］	ありがとうございました。ほかに何かご質問とかご意見とかはございませんか。
［橋本委員］	私も学校訪問をしたときに感じた感想を幾つかご紹介したいと思います。まず、第三幼稚園でありますけれども、園長先生、本当に先ほどからありますように、非常に頑張っておられるなというのが第一印象であります。特に３歳児に支援を要する子が非常に多いと。特に語彙力不足というのでしょうか、発音が不明瞭でそれが聞き取れる部分と、聞き取れない部

分とこれは教育格差、放置すれば当然年齢が上がるごとにそれが大きくなることに一生懸命取り組んでおられると、何とかそれを克服するためにというふうなところ、非常に感銘を受けました。また、先ほどご紹介がありましたように、子ども同士の関係づけ。特に園長先生をはじめ先生方と子どもの関係づけ、これが不足しているのではないかなというふうな自己反省の下に、積極的にいろいろな課題を持つ子を特に中心に関わりを強めた結果、非常にその辺が改善されているというのでしょうか、教育はやはり実践だなということを強く感じました。地域との関わりや、保護者との関わりも心配しておりましたけれども、コロナ禍の中で、逆に保護者のほうが「園、どうなっているんだろうか」というように、心配されて関わってこられるという辺りをうまく利用されて、保護者のつながりを育てておられる非常にすばらしい指導をされていると思いました。もう１つは、ドバイの子とのコミュニケーションを園長先生方も身ぶり手ぶりでぶつかっていくというような体当たりのコミュニケーションでうまくやっておられます。ご兄弟等を通じてコミュニケーションのできる状態ではあるようですが、これは教育長のご指摘になりました「ポケトークを使えてないのか」ということを言われたのに対して、英語とか中国語、アラビア語などは、音声が出ますが、特殊な言語については文字だけとのことを初めて知りました。改善は難しいのかもしれませんけれども、ポケトークで使えていないという部分があるということを報告しておきたいと思います。小学校では、今のＧＩＧＡスクールとの関わりに絞って申し上げますと、あるクラスでタブレットを使った授業をされておりましたので、教室に入れていただこうということで全員入室し、時間を取って見学をさせていただきました。子どもの動きは多様であり、一定のものを同時にやるのではなく、それぞれが多様な動かし方をしているというような場面でございました。私もその辺の理解、何をしているのかがよく分からない状況なので、後でお聞きしまして、なぜ先生は基幹重視をするのか、個別の質問があったときに、どういう状況になっているかというのは先生も教卓のところで全てつかむことができないのか。また、問題があれば、クラス全体に通じて、モニターに提示をして説明ができないのかというシステム的なことについてお伺いしますと、それはできないということ聞かせていただいて、一番大事なところができないんだなと。やはり個別のものがどのように動いているかということをみんなで共有するという非常に大事な学習ができず、それから、先生が瞬時に子どもたちの動きを捉えるというふうな動きがなかなかされないのか、できないのか、この辺はよく私も専門家じゃありませんので分かりませんけれども、いずれにしてもシステム的な問題なのかハード機器の問題なのか。これは予算の関わることでありますので、できるものなら早急な改善が欲しいということをお話したところであります。

いずれにしても、先ほど次長のほうからもありましたけれども、児童、生徒たちは、今が一番面白いときだということがあります。逆に、国のほうも指摘しておりますけれども、ＡＩ格差というものが物すごく広がると、我々老人もほっておかれているということで、完全にこの格差の最先端の端のほうに追いやられているわけですが将来の子どもはみんなが社会に絶対必要なスキルであるので、これに格差ということはあってはならんということで国のほうもギガスタディーエックス(https://www.mext.go.jp/studxstyle/)というチームを立ち上げて自治体を応援し、いろいろ格差解消のために支援しておられると思いますが、ぜひ先ほどの機器の問題辺り、財政的な問題がありますので即にできないかと思いますが、またタブレットを家に持ち帰ったら壊れたりするということですが、国のほうも７０㎝から落としても大丈夫な機器の使用を進めています。技術開発の日進月歩の進歩の段階で解消されていくとおもいます。しかし、進んでいるところはどんどん進み格差が生じるかもしれません。このＡＩ格差の問題についての問題意識というものを強く持ちました。先ほどのタブレットはやはり学習の進め方によっては、できない子も、今まで学習には興味がなかったけれども、端末を使いシステムを活用する、ゲームじゃありませが、ゲーム感覚でやるということについては、また全然違う世界を開くことができるということもありますので、持ち帰りはなかなか難しいのかもしれませんけれど、こういった運用の仕方、機器整備、あるいは先ほどＩＣＴ支援員の活用ということを伺いましたけれども、学校運営的にはアンケートシステム、

	それから調査などは、非常に時間を取るということで、働き方改革にもつながるところであります。特に学習場面では学習フィードバックができたら学んだことがその場でみんなに共有できる、あるいは進んでできる、あるいは記録して持ち帰って自分でさらに学習が進められる。こういう学習に反映されるような、そういうものが準備されているにもかかわらず、これらがうまく進んでいくのかどうか。これは教員の指導力に関わるのかもしれませんし、教員研修に関わる部分なのかもしれません。壊すな、壊すなという指導であれば、これは委縮してできませんし、国のほうが壊すようなことは恐れるなと、遊んで学んで失敗して、そしてこういうものは慣れるんだというふうな方向を強調されておられます。なかなか難しい視点を感じながら、これから進んでいくＡＩ格差が広がらないことを念願しつつ、今日の授業を拝見いたしました。 以上です。
［ 教 育 長 ］	ありがとうございました。ほかに何かございませんか。 それでは、ないようでありますので、これにてその他を終了いたします。 次に、次回定例委員会の日程について、事務局より説明願います。教育総務課。
［ 長 尾 課 長 ］	◦ 配布資料 配布資料を４点お配りしております。 ・令和２年度八幡市立生涯学習センター事業報告書 ・令和３年度八幡市立生涯学習センター事業計画書 ・令和２年度公民館事業報告書 ・令和３年度公民館事業計画書 次回は、７月１３日火曜日の午後３時から、定例委員会は分庁舎の２階の会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 学校訪問先については、八幡第四幼稚園とくすのき小学校でございます。 以上です。
［ 教 育 長 ］	他に何かよろしいでしょうか。 **５．閉会** それでは、以上をもちまして、６月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦労さまでございました。

資料１

スタディサポート事業（鳩嶺教室）

小学生対象事業

１目　的

学習意欲は高いが、経済的理由により塾等の学習機会の少ない八幡市全域の低所得世帯の小学４～６年生に対して民間教育機関による、より学習に集中できる場と教育内容を提供し、更なる学力を身に付け、未来を切り拓く力をつけさせる。

２対　象

市内の小学４～６年生で、以下に該当する世帯の児童

・生活保護を受給されている世帯
・市民税が非課税の世帯
・令和２年の世帯所得が生活保護基準の１．３倍程度までの世帯

３会　場

・八幡市文化センター（月・木曜日）
・スタディサポート教室（くすのき小南校舎１階）（火・金曜日）
・A-BOC24 児童発達支援センターマムぐりお（月・木曜日）
・八幡市立有都小学校（火・金曜日）
・美濃山コミュニティセンター（月・木曜日）

なお、校区での指定はせず、希望制で行う。

４受講者募集等

定員を５会場合計で１２０名とする。応募が定員を上回る場合は、世帯の所得の低い順に受け入れを行う。また、会場の都合により、調整を行う。

６月 周知、７月 参加申込、８月 参加決定、２学期より指導開始

５受託業者

株式会社トライグループ（公募型プロポーザルで決定）

中学生対象事業（追加募集）

当初の募集では、令和元年の所得での審査となっていたため、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、今年度に限り、令和２年の所得により受講生の追加募集を行う。

追加募集人数　３学年合計で２５名程度の予定

６月 周知・参加申込、７月 参加決定、夏期講習より指導開始(7 月 21 日)予定

令和3年度八幡市立幼稚園、小・中学校の在籍者数・教員数（市独自速報値）

資料 2

幼稚園別、年齢別園児数・教員数

令和3年5月1日現在　（　）内は、前年度数値　（単位：人）

区分／園名	園数	市立教員数	総数		3歳		4歳		5歳	
			組数	園児数	組数	園児数	組数	園児数	組数	園児数
総数	5 (5)	39 (38)	15 (16)	211 (228)	5 (5)	66 (59)	5 (5)	67 (73)	5 (6)	78 (96)
八幡幼稚園		5 (5)	3 (3)	29 (27)	1 (1)	10 (5)	1 (1)	7 (12)	1 (1)	12 (10)
八幡第三幼稚園		5 (5)	3 (3)	37 (35)	1 (1)	15 (10)	1 (1)	12 (10)	1 (1)	10 (15)
八幡第四幼稚園		6 (5)	3 (3)	55 (59)	1 (1)	14 (16)	1 (1)	19 (21)	1 (1)	22 (22)
橋本幼稚園		5 (5)	3 (3)	32 (42)	1 (1)	6 (11)	1 (1)	12 (13)	1 (1)	14 (18)
（有都こども園）		18 (18)	3 (4)	58 (65)	1 (1)	21 (17)	1 (1)	17 (17)	1 (2)	20 (31)

小学校別、学年別児童数・教員数

令和3年5月1日現在　（　）内は、前年度数値　（単位：人）

区分／校名	学校数	教員数	総数		1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援学級	
			学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
総数	8 (8)	244 (241)	147 (145)	3,385 (3437)	19 (18)	531 (486)	18 (19)	476 (505)	19 (21)	497 (586)	21 (21)	584 (587)	21 (21)	577 (607)	22 (21)	601 (566)	27 (24)	119 (100)
八幡小学校		30 (32)	18 (19)	419 (419)	2 (2)	59 (63)	2 (2)	62 (55)	2 (3)	56 (71)	3 (3)	70 (76)	3 (3)	76 (86)	3 (2)	85 (55)	3 (4)	11 (13)
くすのき小学校		36 (34)	23 (22)	517 (538)	3 (3)	80 (76)	3 (3)	72 (79)	3 (3)	74 (88)	3 (3)	87 (95)	3 (3)	93 (87)	3 (3)	82 (90)	5 (4)	29 (23)
さくら小学校		24 (24)	16 (16)	401 (385)	2 (2)	69 (59)	2 (2)	58 (60)	2 (2)	60 (57)	2 (2)	58 (69)	2 (3)	68 (72)	3 (2)	72 (52)	3 (3)	16 (16)
橋本小学校		33 (33)	22 (21)	567 (582)	3 (3)	93 (76)	3 (3)	78 (86)	3 (3)	87 (104)	3 (3)	104 (91)	3 (3)	89 (100)	4 (4)	103 (117)	3 (2)	13 (8)
有都小学校		15 (15)	8 (7)	143 (137)	1 (1)	27 (21)	1 (1)	21 (16)	1 (1)	16 (24)	1 (1)	25 (20)	1 (1)	19 (33)	1 (1)	31 (20)	2 (1)	4 (3)
中央小学校		36 (34)	17 (16)	285 (283)	2 (2)	42 (48)	2 (2)	45 (44)	2 (2)	43 (44)	2 (2)	44 (41)	2 (2)	41 (46)	2 (2)	45 (41)	5 (4)	25 (19)
南山小学校		20 (22)	14 (14)	261 (269)	2 (1)	40 (34)	1 (2)	35 (38)	2 (2)	36 (46)	2 (2)	44 (43)	2 (2)	43 (52)	2 (2)	52 (47)	3 (3)	11 (9)
美濃山小学校		50 (47)	29 (30)	792 (824)	4 (4)	121 (109)	4 (4)	105 (127)	4 (5)	125 (152)	5 (5)	152 (152)	5 (4)	148 (131)	4 (5)	131 (144)	3 (3)	10 (9)

中学校別、学年別生徒数・教員数

令和3年5月1日現在　（　）内は、前年度数値　（単位：人）

区分／校名	学校数	教員数	総数		1学年		2学年		3学年		特別支援学級	
			学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
総数	4 (4)	134 (141)	60 (58)	1,605 (1668)	16 (17)	496 (555)	17 (17)	550 (524)	18 (17)	523 (557)	9 (7)	36 (32)
男山中学校		36 (37)	14 (13)	301 (326)	3 (4)	85 (105)	4 (3)	106 (95)	4 (4)	94 (112)	3 (2)	16 (14)
男山第二中学校		29 (37)	14 (14)	399 (426)	4 (4)	127 (149)	4 (4)	146 (122)	4 (4)	120 (144)	2 (2)	6 (11)
男山第三中学校		39 (40)	19 (18)	505 (520)	5 (5)	149 (162)	5 (6)	160 (184)	6 (5)	186 (170)	3 (2)	10 (4)
男山東中学校		30 (27)	13 (13)	400 (396)	4 (4)	135 (139)	4 (4)	138 (123)	4 (4)	123 (131)	1 (1)	4 (3)

※幼・小・中の教員数(本務者)には、校長、教頭、教諭、講師及び休職者等を含みます。

資料３

第四回・第五回徒然草エッセイ大賞について

第四回徒然草エッセイ大賞

１．応募内容

応募期間　令和２年６月５日（金）から９月２５日（金）

テ ー マ　「変化」

２．応募件数　３，５６４件

一 般 の 部　市内２９件、市外１，９５７件　計１，９８６件

中学生の部　市内４５３件、市外３６０件　　計８１３件

小学生の部　市内７６０件、市外５件　　計７６５件

３．授 賞 式　令和３年３月１３日（土）午後２時から

八幡市文化センター　小ホール

大賞受賞者　一 般 の 部　大阪府堺市　今岡　静雄

中学生の部　都立富士高等学校附属中学校３年　宮本　桜帆

小学生の部　横浜市立青葉台小学校６年　内田　博仁

第五回徒然草エッセイ大賞

１．応募内容

応募期間　令和３年７月１日（木）から１０月１４日（木）

テ ー マ　「つながり」

コロナ禍の中で日々のつながりの大切さを感じ、リモートという新しいつながりを発見し、密なつながりの復活を望んでいる。

石清水八幡宮と仁和寺の縁（つながり）を結ぶ第五回記念企画として最適であり、世界中のアスリートが集うオリンピックの開催年にふさわしいテーマ。

２．授 賞 式　令和４年３月１９日（土）午後１時から（予定）

仁和寺　御室会館　大広間

資料　4

所　　報

令 和 2 年 度

八 幡 市 教 育 支 援 セ ン タ ー

は　じ　め　に

八幡市教育支援センターでは、令和２年度八幡市教育委員会「学校教育の方針と目標」に基づき園・学校・関係機関との連携を一層深めながら下記の事業について実施してまいりました。

１　教育相談

教育支援教室「さつき」に通室する児童生徒、学校に通いながら、心に様々な悩みをもつ児童生徒とその保護者への教育相談を行いました。

相談活動を行っていく上で、各校の教育相談担当者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育関係機関との連携を図り、より効果的な活動を進めました。

２　不登校解消に向けた取組

本市学校教育の大きな課題である不登校の解消に向けて、不登校の状況把握及び課題分析を行い、各学校や関係機関との連携を強めるなかで、学校復帰及び社会的自立に向けて不登校児童生徒への支援に取り組みました。

また、不登校児童生徒の支援のための教育支援教室「さつき」において、通室児童生徒の課題を踏まえて小集団や個別での支援を進め、将来的な社会的自立に向けて取り組みました。

３　特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた早期からの取組を支援するという視点に立ち、各学校の特別支援学級、通級指導教室の運営及び通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育について指導助言を行いました。

幼児児童生徒の障がいの状況に応じた教育を支援するための就学相談を保護者、学校及び関係機関との連携により進めました。

以上、本年度積み重ねてきた教育支援センター事業の成果と課題を踏まえて、本市の教育課題の解決に向けて、日々邁進していく所存です。

今後も、ご指導・ご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

八幡市教育支援センター　所長　近藤　一郎

ご あ い さ つ

不登校対策及び特別支援教育の推進並びに教育相談の充実を図ることを目的に設置した教育支援センターも、この３月で満９年を迎えました。「不登校児童生徒への支援や不登校問題への対応」「児童、生徒、保護者の不安解消や心理的な支援」「発達に課題を抱える児童生徒への支援」等、子ども達への援助・支援が求められる今日、本市の教育にとってもなくてはならない施設になりました。

さて、文部科学省が全国の小中学校を対象に調査した結果によると不登校者数は平成 25 年度から増加の一途をたどり、令和元年度には 18 万人を超えました。少子化により児童生徒数が減少する中、不登校者数は 5 年間で約 5 万 5 千人増加しています。

本市でも、小学校でおよそ 128 人に 1 人、中学校に至っては 17 人に 1 人が不登校になっているという状況です。各小中学校には、家庭訪問や別室、放課後登校での支援など不登校児童生徒に対して丁寧な取組を続けていただいておりますが、不登校者数の減少に至っていないのが現状です。

令和元年 10 月 25 日に文部科学省から出された通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」には、不登校児童生徒への支援を進めるうえで、教育支援センターを中核とした体制整備や支援ネットワークの整備の必要性が記されています。不登校児童生徒が増加する中、教育支援センターの課せられる役割は今後さらに大きくなっていくものと考えております。

教育支援センターは、各学校をはじめ関係機関の皆さまとの連携を密にした実践をこれからも続けてまいります。益々のご支援とご鞭撻を賜れば幸いです。

令和３年３月

八幡市教育委員会
教育長　　小橋　秀生

目　　次

はじめに

ごあいさつ

Ⅰ　八幡市教育支援センターのあらまし・・・・・・・・・　1

Ⅱ　八幡市の不登校対策　・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　教育相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅳ　教育支援教室「さつき」　・・・・・・・・・・・・・・　8

Ⅴ　特別支援教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

Ⅵ　教育支援委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

資料

あとがき

Ⅰ　八幡市教育支援センターのあらまし

１　沿　革

平成 24 年度　八幡市教育支援センター開設
　　初代所長　　土山　久二　就任
平成 25 年度　文部科学省「いじめ対策等生徒指導推進事業」委託
　　文部科学省「早期からの教育相談・支援体制構築事業」委託（～26 年度）
平成 26 年度　二代所長　仲**辻**　秀樹　就任
平成 29 年度　三代所長　信次　剛司　就任
平成 31 年度　四代所長　長村　長信　就任
令和　２年度　五代所長　近藤　一郎　就任

２　所在地

京都府八幡市男山笹谷２
TEL　(075) 982－3001
FAX　(075) 982－3002
mail　yawata-center@kyoto-be.ne.jp

３　所員構成

所　長	１名	庶　務	１名
指 導 主 事	３名	教育相談員	２名
カウンセラー	７名	支援指導員	１４名

４　八幡市教育支援センター事業実施要綱より

（趣旨）
第１条　この要綱は、八幡市教育支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
（事業の目的）
第２条　事業は、不登校対策及び特別支援教育の推進並びに教育相談の充実を図ることを目的とする。
（事業の内容）
第３条　事業の内容は、次に掲げるところによる。
（１）不登校に関すること
　ア　不登校の児童生徒への適応指導及び学習指導
　イ　不登校の児童生徒又はその保護者からの教育相談
　ウ　不登校の児童生徒の在籍する学校と関係機関（スクールカウンセラーを含む。）との連絡調整
（２）特別支援教育に関すること
　ア　教育支援委員会の事務
　イ　学校と関係機関との連絡調整
（３）第１号イの教育相談を除く教育相談
（４）前３号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために教育委員会が必要と認めること
（その他）
第４条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
附　則
１　この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
２　八幡市教育研究所設置要綱（平成 5 年 3 月 25 日制定）は、廃止する。
３　この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ　八幡市の不登校対策

すべての子ども達、とりわけ困難な状況におかれた子ども達を、愛情と信頼と期待とで包み込んで、子ども達が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにしていくことが、教育にかかわる者の責務のひとつであると考えます。（京都府教育振興プランより）

不登校児童生徒も、困難な状況におかれている子ども達です。教育相談、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を業務とする八幡市教育支援センターでは、３つの機能の関連を図り、不登校児童生徒に「包み込まれているという感覚」を実感させるなかで、進路を保障するために学校や関係機関との連携を図ります。

１　学校では、

⑴　児童生徒が不登校とならない魅力ある学校づくり（Ｑ－Ｕの活用）

⑵　日常的な家庭へ働きかけと支援

⑶　「不登校対応マニュアル」の趣旨を踏まえた早期発見、早期対応

⑷　別室指導等、教室復帰に向けた体制の整備

⑸　小中連携による「中１ギャップ」の解消

⑹　スクールカウンセラーの活用も含めた教育相談体制の構築

⑺　関係機関への迅速な接続、積極的な連携

⑻　教員以外の積極的な人材活用

３　連携のために、

⑴　指導主事の学校訪問による課題の明確化と支援

⑵　教育相談担当者会議での各校実践の交流と共有化

⑶　多様なアプローチを考えるケース会議

⑷　不登校解決に向けた資質向上のための研修

２　教育支援センターでは、

⑴　指導主事の学校訪問による状況把握

⑵　各種調査の実施

⑶　⑴及び⑵にもとづく課題分析と不登校対策室会議による方向性の構築

⑷　カウンセラーによる教育相談

⑸　教育支援教室「さつき」による社会的自立、学校復帰に向けた支援

⑹　特別支援教育の視点を踏まえた課題解決への支援

Ⅲ　教育相談

1　教育相談概要

八幡市教育支援センターが開設されて９年が過ぎ、市内各学校からの認知度も徐々に高まってきた。平成５(1993)年に八幡市教育研究所の１事業として教育相談がスタートして以来、市内の幼稚園・小学校・中学校の不登校及びその他の悩みをもつ幼児、児童、生徒、保護者の相談を行っている。

相談については､臨床心理士等の有資格者であるカウンセラーが援助を行っている｡また、京都教育大学の内田 利広 教授からスーパービジョンを受けながら、より専門的な教育相談活動を行っている。

（１）目　的

八幡市内の幼児、児童、生徒の健全な成長を願い、カウンセラーが本人や保護者、園や学校の先生方と一緒に考えながら、問題の解決に向かうよう援助・助言を行う。

（２）対　象

八幡市在住で幼稚園、小学校、中学校に通う子ども、その保護者（市外の園・学校含む）

（３）相談内容

・学校（園）に行きにくい、行けない
・いじめによる心のケア
・性格や行動に課題がある
・気になるくせがある
・友達とうまく関われない（対人関係）
・情緒が不安定　イライラしている
・落ち着きがない　注意散漫である
・その他、子どもに関わる課題

（４）相談方法

相談方法は面接による相談を基本とするが、相談者の事情や匿名、単発の相談もあり、電話による対応も行っている。

面接相談については、幼児・児童・生徒にはプレイセラピーやカウンセリングを、保護者についてはカウンセリングを行う。また、原則的にセンターでは心理検査を実施しないが、特別な場合は検査を実施し、その結果に基づいた援助や助言を行うとともに、通級指導教室や外部専門機関等の必要な紹介も行う。

（５）開設時間

毎週 月曜日～金曜日（午前 10 時～午後５時）　　＊祝日・年末年始を除く。

（６）担当者

スーパーバイザー：１名　　カウンセラー：７名　　教育相談担当指導主事：１名

（７）相談までの手順

ア　受付

教育相談担当指導主事が、学校経由または保護者等による相談申込を受け付ける。

イ　受理面接（インテーク）

カウンセラーが、対象園児、児童、生徒の課題や状況を保護者から聞き取り、把握する。

ウ　受理会議

インテークを基に、スーパーバイザーの指導を受け援助の方向を協議し、相談担当

カウンセラーを決める。

エ　面接相談開始

親子並行面接を基本とする。

相談に来所する園児、児童、生徒及びその保護者の相談はカウンセラーが担当する。

オ　相談の中断・終結

来談者と担当者が相談し、双方が終了できると判断した場合、スーパービジョンを経て中断・終結とする。

市外転出や中学校卒業の場合は終結とする。

（８）学校及び関係機関との連携

教育相談に関わる児童、生徒の在籍する学校とは、随時に「学校連絡会」を開き、担当カウンセラー、教育相談担当指導主事と学級担任、教育相談担当者、管理職、スクールカウンセラー、通級指導教室担当者等と連携を図りながら相談を実施している。

また、それぞれのケースについては、必要に応じて児童相談所や家庭児童相談室などの関係機関と連携をしながら相談を進めている。

（９）その他の関連事業

ア　スクールカウンセラーの学校派遣

年間２回の「スクールカウンセラー連絡会議」を開催し、市内の児童生徒、保護者の相談等の状況交流と課題整理を行い、連携して相談活動を行っている。

イ　「教育相談担当者会」の運営

市立小中学校の教育相談担当者がセンターに一堂に会し、年間４回の「教育相談担当者会」を開催している。学校や担任が進める教育相談の取組や内容について、スーパーバイザー、教育相談担当指導主事などが相談・援助に当たっている。

また、「教育相談担当者会」において「中学校キャンパス別研修会」やワークショップ研修を開催し、指導・支援の力量を高め、小中学校における不登校の課題を交流するなど、不登校に関わる小中連携を進めている。

２　教育相談の状況（実績）

（１）電話相談・面接相談・訪宅相談の延件数（表１）

今年度、教育相談として相談を受けた件数は、令和３年３月 31 日時点で、延べ 1,607 件である。

昨年度は 1,791 件であり、184 件減少している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国的に４・５月が臨時休業措置であったことも影響している。

校種別では、幼稚園が 0 件、小学校が 459 件、中学校が 1,148 件、高校他が 0 件である。

昨年度は、幼稚園が 0 件、小学校が 739 件、中学校が 1,052 件であった。小学校が減少し、中学校が増加している。中学校の相談件数は、相談全体の 71%で、昨年度の 59%を上回っている。

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
面接相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小学校	0	1	51	39	15	43	42	34	33	39	40	49	**386**
	中学校	0	0	63	89	36	51	74	64	60	56	56	73	**622**
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小計	0	1	114	128	51	94	116	98	93	95	96	122	**1008**
電話相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小学校	7	2	5	0	3	6	13	3	10	7	6	11	**73**
	中学校	6	4	78	58	19	74	77	50	23	30	23	38	**480**
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小計	13	6	83	58	22	80	90	53	33	37	29	49	**553**
訪宅相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	中学校	0	0	0	2	8	0	4	6	6	13	3	4	**46**
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**
	小計	0	0	0	2	8	0	4	6	6	13	3	4	**46**
合計	**月別**	**13**	**7**	**197**	**188**	**81**	**174**	**210**	**157**	**132**	**145**	**128**	**175**	**1607**
	種別	**幼稚園**	**0**	**小学校**	459	**中学校**	1148	**高校・他**	**0**	**1607**				

（表１）令和２年度　電話相談・面接相談・訪宅相談

相談実人数（図１）同様、延べ件数においても“不登校”や“登校しぶり”に係る相談が中学校相談件数の大部分を占めている。

電話相談は昨年度に比べて減少しているが、相談全体の割合としては昨年度ほぼ同等である。学校からの相談事案が増えていることもその背景にあり、支援センターと学校との連携が進んでいることを示すものであるが、学校だけでは抱えきれない課題、学校と関係機関との連携が必要な課題が増えてきている現状がうかがえる。

幼稚園の相談は 0 件であった。就学前の相談件数が少ないのは、本市の福祉部による子育ての相談機関があるためと考えられる。

（２）校種別相談別相談実人数（図１）より

相談実人数の合計は 74 人で、校種別で見ると幼稚園が 0 人(0%)、小学校が 30 人(41%)、中学校が 44 人（59%）、高校他が 0 人（0%）であった。昨年度は、73 人で、幼稚園 0 人（0%)、小学校 36 人（49%)、中学校 37 人（51%)、高校他が 0 人（0%）であった。

相談内容別に見ると、中学校では“不登校”についての相談が 70%であり最も多い。また“登校しぶり”についての相談が 18%あり、“不登校”及び“登校しぶり”で中学校相談実人数全体の 88%を占めている。発達障がいに係るケース、学習の遅れ等により一斉型の授業を受けることへの困難性に係るケース等もここ数年増えてきている。

小学校では、“不登校”についての相談が 23%、“登校しぶり”についての相談が 23%ある。小学校期から中学校入学後の不登校につながるケースも見られる。

“性格・行動”についての相談が、小学校では 27%で全体の約 3 割を占めている。成長期の中で見られる情緒面の不安定さ、集団適応の難しさ、家族関係の不安定さ、発達障がいに係ることなど様々な背景を持つ相談となっている。

今後、相談内容がますます多様化、複雑化していく可能性がある。スクールカウンセラーをはじめ、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等との連携を一層進めることが必要になってきている。

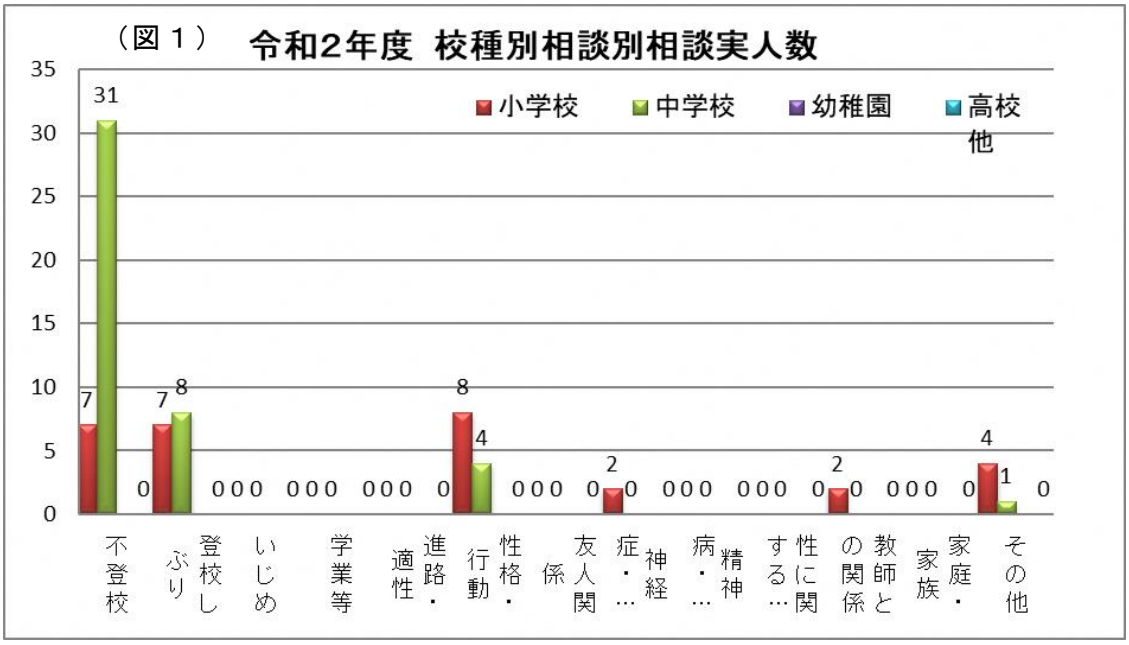

今年度も必要に応じて「学校連絡会」を行い、計 10 回開催した。学校と状況の交流や情報の共有を図ることで、不登校児童生徒の理解や支援の向上により、学校や友人との関係が改善したり、教室の環境改善により学級に適応しやすくなったり、別室登校するなどの効果が期待できた。

（３）月別教育相談件数（図２）より

４～５月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために臨時休業措置が取られ、６月以降学校が再開されたため、６以降の相談は例年に比べて増加した。

６・７月は相談件数が 180 件を超え、10 月は相談件数が 210 件に達している。

１学期中旬は、6 月の学校再開し、コロナ禍の中で､児童生徒同士や担任との人間関係、学級内での友達関係などが一定できてくる時期である。新しい人間関係を作りづらかったり、うまく集団に入れなかったり、自分らしさを出しにくかったりする中での不安感などが大きくなっているのではないかと考えられる。

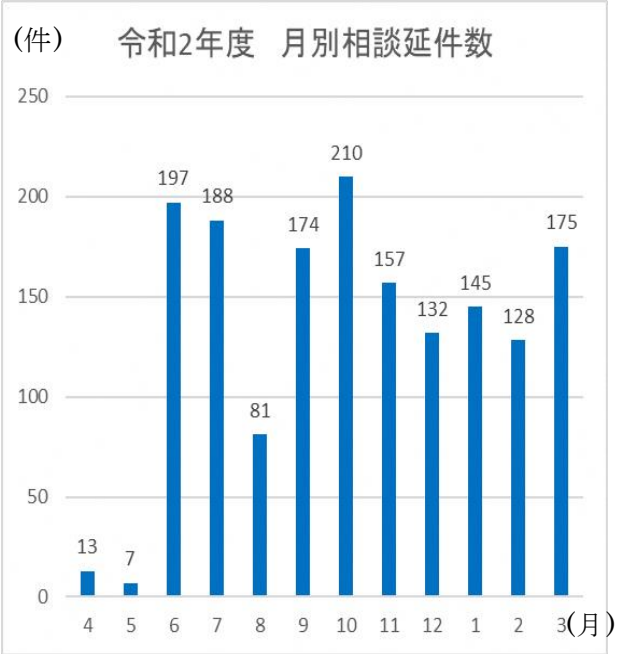

（図２）令和２年度　月別相談延べ件数

２学期中旬は、コロナ禍の関係で運動会や体育大会、発表会などの学校行事も感染拡大防止のため、規模縮小や内容を変更されて実施されたが、行事等に入りにくかったりするケースもあれば、取り組んできた行事が終わり、次の目標を持ちにくかったりするケースや夏休み以降からのエネルギーが途切れてしまったりするケースなどが考えられる。

３学期は、年度替わりを意識する時期である。年度末が近づく中で自らの課題を解決できていないと思う不安感、新たな学年に向かう気持ちの整理がつかない状態での不安感などが背景にあると考えられる。

３　成果と課題について

（１）成　果

・保護者からの直接相談や学校（スクールカウンセラー）、家庭児童相談室などの関係機関からの情報提供や相談により、速やかに受け付け、応じることができた。

・教育相談では、児童生徒自身に係る相談をはじめ、保護者の子育てに係る相談など、不登校や登校しぶり以外の相談も多くある。親子並行面接や保護者のみの相談を丁寧に行うことで、課題改善に向けての支援を行うことができた。

・毎週水曜日を基本として受理会議を開催し、スーパービジョンを受けながら、面接担当者の決定、継続中の児童生徒・保護者への対応等について適切に動けた。

・児童生徒と保護者の並行面接相談を基本とし、プレイセラピー、カウンセリングで両者を支援することができた。

・学校への緊急支援について、所内でも対応のプロセスや手順を年度当初に再確認し

ている。学校に対しても当初の校長会や教頭会に参加し、緊急時における学校や教育委員会、教育支援センターの連携について、確認することができた。

・「学校連絡会」については、学校と教育支援センターの双方の必要度に応じて開催した。相談ケースに応じて、当該学校の管理職、担任、学年教員、教育相談担当者、養護教諭、児童相談所や家庭児童相談室の職員等が出席して協議することができ、支援・指導に生かせられた。

・「ケース会議」を年３回開催し、児童生徒や保護者への状況や内容、支援について協議し、情報共有すると共に、スーパーバイザーからのスーパービジョンを受けてカウンセリングやセラピーに活かすことができた。

・「教育相談担当者会」を年４回開催し、学校における教育相談の取組状況や課題についてスーパーバイザーが支援に当たった。また、中学校キャンパス毎の教育相談担当者会（キャンパス別研修会）を実施し、各校の不登校状況や未然防止等について小中連携を深めた。小・中学校それぞれの校種における情報交換や小中連携の一助になった。また、演習形式の研修「事例検討会（PICAGIP の手法を生かして）」で、ケースの見立てや支援について研修を深めることができた。

・「スクールカウンセラー連絡会議」を年２回開催した。各学校の状況の交流を行うとともに、気になるケースについてのスーパービジョンを受け、各学校でのカウンセリング活動に活かすことができた。

（２）課題

・教育相談の特徴や傾向として、中学生では不登校の相談が多い。その背景には人間関係づくりの課題や特別支援教育に関係する課題が見られる。小学生の時期に何らかの不登校に相当する経験をしていた可能性もある。不登校の未然防止や初期対応の実践的な研修と交流が今後一層重要になってきている。

・小学生の教育相談につながるケースとしては「性格・行動」面での相談が多い。人との関わりの苦手さ等から「学校が楽しくない」と訴えているケースも見られる。また、学力の遅れから授業についていけなくなり、不安を感じているケースも見られる。中学生になり、これらのことが背景的要因となり不登校という事象が現れる場合があり、学校及び関係機関とさらに連携していく必要がある。また、特別支援教育に係る相談については通級指導教室等の関係機関との連携も必要である。

・当該児童生徒のスムーズな学校復帰や学校適応を促すため、ケースによっては教育支援センター内の受理会議やケース会議に学校関係者が出席することにより、スーパービジョンを受けたり情報交換したりするような場が必要とも考えられる。

・ホームページにより教育支援センターを知ったという保護者が多い。パンフレット配布等の啓発も一定の広がりを見せてはいるが、フリースクールと同じような施設と思っている方も少なくない。教育支援センターの機能や教育支援教室「さつき」入室、教育相談開始のプロセス等について正しい理解を得られるよう、パンフレットの改訂やホームページの更新を通して、さらに啓発を進める必要がある。

・学校によって、スクールカウンセラーの相談件数に差が見られる。学校からの配置日数や相談時間数の増加希望もあり、学校規模に応じた配置改善が一層必要である。

Ⅳ　教育支援教室「さつき」

１　概要

教育支援教室「さつき」は、八幡市立小中学校で不登校になった児童生徒が通う教育支援教室である。平成７年から八幡市教育研究所（教育支援センター新設に伴い廃止）内に設置されていた「適応指導教室『エジソン広場』」と平成16年から南ヶ丘教育集会所内に設置されていた「自立支援教室『カメリアルーム』」の２つの機能を合わせもった教室として、平成24年の八幡市教育支援センター新設に伴い設置された。２つの教室がこれまでに培ってきた手法や成果を生かし、「小集団」教室と「個別」教室の体制で、個々の不登校児童生徒に応じた支援を行っている。また、学校での別室支援や訪宅支援なども取り入れ、家庭や学校、関係機関と連携した運営を行っている。

２　教室の名称および場所

教育支援教室「さつき」　　八幡市男山笹谷２　八幡市教育支援センター内

３　目的

様々な要因で登校しにくくなっている児童生徒を対象に、個別や小集団での相談や活動、学習等を通して情緒的な安定や自尊感情の回復を図るとともに主体性や社会性を身につけ、学校生活への適応や社会的な自立を図る。

４　対象

市内小中学校に在籍する不登校児童生徒

教育支援教室に在籍していた市内在住中学卒業生（１８歳まで）

５　開室日および開室時間

月曜日から金曜日の午前９時～午後５時で開室

＊水曜日は、学校チャレンジ日として設定するが、個の状況に応じて支援を行う。

６　活動内容

(1) 学習

個に応じた学習課題により、基礎学力の定着を図り、学校復帰への抵抗感を少なくする。

(2) 興味・関心・意欲に応じた個人活動

本人の興味・関心に応じた活動を行い、体験を通して自己表現力や主体性を身につけさせる。

(3) 交流活動

少人数による共通の活動を通して体験の幅を広げ、人との関わり方を学び、適応力を身につけさせる。

(4) カウンセリング

必要に応じてカウンセリングを定期的に行い、個々の精神的な安定と成長を図る。

(5) 特別活動

奉仕活動や体験活動などを実施し、他者を意識し一緒に活動を楽しむことを味わわせる。事前の取組、事後の振り返りを大切にする。

(6) 進路支援

個の状況に応じて進路についての相談を行い、将来への見通しを持たせる。

(7) ソーシャルスキルトレーニング

個別や小集団の中で人間関係力や社会性を身につけさせる。

(8) 登校支援

学校復帰に向けて、登校支援を状況に応じて行う。

7　支援の形態

(1) 個別支援

１対１で支援を行うことを基本とする。アセスメントをもとに、個別に作成したプログラムに沿って支援を進める。

(2) 小集団支援

複数の児童生徒が同じ空間の中で活動することを基本とする。アセスメントをもとに活動計画を立てる。少人数で交流したり、支援員が個別に関わったり形態を工夫しながら支援を進める。

(3) 訪宅支援

通室できない児童生徒を対象に家庭に訪問し支援を行う。支援を継続させ、通室につながるよう支援する。

8　支援体制

(1) 所長

教室の管理・運営・指導の統括、入退室の許可、学校・関係機関との連絡調整

(2) 教室担当指導主事

教室の管理・運営・指導の統括、会議運営、入退室の検討、学校・関係機関との連絡調整、活動計画、活動支援

(3) 教育相談員

教室の運営、会議出席、入退室の検討、活動計画立案、学習・活動の支援指導、登校・進路支援、学校・関係機関・保護者連携、個人記録記入

(4) 支援指導員

学習・活動の支援指導、登校・進路支援、訪宅による支援、個人記録記入

(5) 教室担当カウンセラー

支援の見立て・助言、教室入室相談・受理面接、会議出席、入退室の検討、学校・関係機関等の連携

(6) スーパーバイザー

教室の運営やケースに関する指導・助言、研修、入室検討、会議出席

(7) 教室相談員

学習・個人・グループ活動の支援、登校・進路に向けての支援、市内中学校との連携

＊男山第二中学校、男山第三中学校より

9　入室の流れ

(1) 入室希望受付

・教室担当指導主事が窓口となる。

・教室担当指導主事が、相談者の希望日を教室担当カウンセラーと調整する。

(2) 見学の実施（本人が見学できない場合も手続きを進めることができる）

・見学には、教室担当指導主事とともに、各教室の教育相談員、支援指導員がつく。

(3) 受理面接

・教室担当カウンセラーが保護者・児童生徒の面接を実施する。

・本人の見学が行えない場合は、保護者の面談を実施し、本人支援に繋がるように配慮する。

(4) 受理会議

・受理面接後、受理会議（水曜日）を開き入室を検討する。

(5) 申込書受理、入室日決定

・入室日は通室開始日とする。

(6) 通室体験

・約 2 週間程度、通室体験を実施し、教室担当カウンセラーとの面接により本人の意思を確認の上、スタッフ会議で個別・小集団を確定する。

(7) 入室決定通知

・所長が、「教育支援教室入室許可書」により学校長および保護者に通知する。

10　退室

次に掲げる事態が生じた場合退室とする。

・学校復帰が定着したとき

・中学校を卒業したとき

・市内小中学校から転出したとき

11　諸費用

教材費や活動費等を必要に応じて保護者から徴収する。

12　学校との連携

(1) 通室日を在籍学校に送付する。

(2) 学校連絡会を開き、通室児童生徒の学級担任等と連携を深める。

(3) 日常的に通室児童生徒の在籍校と連携を図る。

(4) 教室相談員を活用し、中学校との連携を深める。

13　保護者との連携

(1) 日常的に保護者と連携する。

(2) 必要に応じて保護者の面接相談を行う。

(3) 保護者懇談会を行う。
(4) 「支援教室だより」や面談等で、活動の様子などを知らせる。

14　関係諸機関との連携
必要に応じて福祉関係機関、医療関係機関、高等学校等と連携を図る。

15　その他
(1) 通室児童生徒は在籍学校の出席扱いとする。
(2) 通室途中及び教室での事故について日本スポーツ振興センターの適用を受ける。
(3) 休業日は在籍学校に準じる。
(4) 夏季休業中に学習活動・宿泊体験活動のため開室する。
(5) 定期的にスタッフ会議を開催し教室間の連携等を図る。

16　令和２年度「さつき」通室児童生徒数

	小３	小５	小６	中１	中２	中３	合計
男子	１人	３人	１人	２人	３人	10人	20人
女子				５人	７人	４人	16人
合計	1人	３人	１人	７人	10人	14人	36人

※　年度途中に退室した児童生徒や年度途中から通室を開始した児童生徒を含む。

17　成果と課題
(1) 成果
・３６名の児童生徒に支援を行うことができた。
・中学校と連携をとりながら進路指導を行い、在籍した中学校３年生全員を進学させることができた。
・個々に合わせた訪宅支援や通室につながる訪宅支援を行うなど、訪宅支援を充実させることができた。
・学校連絡会や教室相談員を媒介にして学校との連携が進み、より良い支援に繋がった。
・新型コロナウイルス蔓延防止に関わっての休業期間中に取り組んだ支援により、通室再開後も子ども達に大きな影響は出なかった。
・定期的に卒業生支援を実施し、卒業生の社会的自立に向けた支援も行うことができた。
(2) 課題
・多様な背景からエネルギーを低下させている児童生徒が多く、支援がエネルギーの向上につながりにくいケースがあった。
・引きこもりに近い状態で、保護者への支援からスタートしたが、次に進めないケースもあった。訪宅支援の増加が見込まれる中で、訪宅支援のスタッフの確保が大切である。
・発達的な課題を抱えている児童生徒や医療からのアプローチが必要な児童生徒も多く、他機関との連携をどう作っていくかが、ますます重要である。
・ＩＣＴ活用ができるよう環境を整える必要がある。

Ⅴ　特別支援教育

1　特別支援教育の目的

ノーマライゼーションの進展などに対応して、ＳＬＤ(局限性学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥/多動性障害）、ＡＳＤ（自閉症又はスペクトラム障害に統一）を含め、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導や必要な支援を行い、子どもと保護者、地域の人たちの願いに応えることを目的とする。

2　事業内容

（1）各校の特別支援教育にかかわる指導助言（訪問指導・相談業務）

（2）通級指導教室への指導助言（訪問指導・相談業務）

（3）特別支援学級等調査（基本調査日は５月１日および１２月１日）及び各種調査

（4）特別支援学級入級決定通知書の作成と発行

（5）学校教育法施行令 17 条による通学区域外就学等に係る業務（病気入院による通学区域外就学の取扱い、現住所を変更せず退院まで治療を継続できる学校への転校手続き等）

（6）特別支援教育充実事業等に係る加配措置事務及び通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援の在り方についての指導

（7）特別支援学校小・中学部、高等部への就学・入学に関する事務

（8）八幡市内在住で特別支援学校に在籍している児童生徒の確認

（9）巡回相談にかかわる業務（府巡回相談、京都府スーパーサポートセンター、地域支援センターやわたとの連携など）

(10) 通級指導教室通級者の通知及び途中通級者の手続き（通級曜日・時間の決定通知）、終了者への通知

(11) 特別支援学級担当者会・特別支援教育コーディネーター会議・通級指導教室担当者会での指導助言

(12) 八幡支援学校等関係機関との連携推進

(13) 福祉関係機関や行政（保育・幼稚園課、健康推進課、障がい福祉課等）、また認定こども園、保育園、幼稚園との連携推進

(14) 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層推進
福祉関係と教育関係機関との連携ルールに則ったコーディネート及び情報共有・共通理解

3　今後の重点課題と方向性

（1）教育現場でのユニバーサルデザイン化の推進

（2）小学校へのスムーズな繋ぎに向けた幼保小連携の推進（支援ファイルの活用や引き継ぎ等）

（3）通常の学級に在籍する障がいにより、教育上特別の支援を必要とする児童生徒への有効な支援体制の構築と、そのために必要な各校・園における特別支援校内委員会の充実に向けた指導

（4）ベテラン教員の大量退職への対応、特に通級指導教室担当教員や特別支援学級担当教員、特別支援教育コーディネーター担当教員の育成

（5）誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

（6）「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により義務化された「合理的配慮」の実践に向けた指導の推進

Ⅵ　教育支援委員会

１　教育支援委員会の目的

様々な障がいがあるために、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学を支援することは、将来への自立につながる極めて重要なことである。本会は、八幡市内の障がい児又は発達に課題のある幼児、児童若しくは生徒に対する就学又は転学の指導、その他教育的支援に関し、助言を行うことを目的とする。

２　事業内容

（１）教育支援委員の推薦及び決定（名簿作成と委嘱状の発行）

・綴喜医師会八幡市班代表医への依頼、各関係機関の長への依頼

・委員会は、小・中学校校長、小・中教頭、教諭、養護教諭、校医、認定こども園・幼稚園保育教諭、保育園長・保育士、八幡支援学校教諭、通級指導教室担当教諭、民生児童委員、ＰＴＡ会長、障がい児(者)保護者、市関係職員、以上の中から委嘱する。

（２）障がい児に関する実態把握並びに就学前児及び在学児童生徒に関する教育相談活動

・小中学校に在籍する障がいにより教育上特別な支援を必要とする児童生徒の把握と教育相談活動

・就学前５歳児（全員）の保護者への教育相談案内文書の送付と希望者への教育相談の実施

（３）就学相談に保護者からあがってこない課題のある幼児についての調査活動

（４）特別支援教育に対して正しい理解と認識を深めるための啓発活動

・夏の地域学校や特別支援教育をともに考える集いの開催

（５）発達検査等への対応

・学校から発達検査の依頼があれば、教育支援委員（主に通級指導担当者）へ依頼状を送付

（６）関係機関との連携

・八幡支援学校主催、八幡市・久御山町特別支援教育連携推進協議会への参加（６月）
　２月については中止

・主に教育相談では、八幡市子育て支援課・健康推進課・障がい福祉課・保育幼稚園課等との連携

・主に啓発活動では、八幡市福祉協議会や民生児童委員会等との連携

・府市町村教育支援研究協議会への参加　など

３　主な取組の概要

（１）就学に関わる教育相談活動

市内に在住する５歳児のいる全保護者に対して、就学相談の案内を配布し、相談を希望する保護者に対して教育相談活動を実施している。また、市内小中学校に在学中の児童生徒に対しても、必要に応じて、在籍校と相談の上、相談が必要と思われる保護者に相談案内を配布し、希望者に対して教育相談活動を実施している。

ア　就学前５歳児の就学に関わる相談件数の年次別推移

平成 22 年度 33 件、平成 23 年度 38 件、平成 24 年度 41 件、平成 25 年度 63 件、
平成 26 年度 55 件、平成 27 年度 64 件、平成 28 年度 63 件、平成 29 年度 85 件、
平成 30 年度 76 件、令和 元年度 64 件、令和 ２年度 78 件

イ　令和２年度中に教育相談を受けた５歳児(78 名)の就学状況について（市外転出等の４名を除く）

八幡支援学校小学部へ入学予定・・・・・・・　４ 名
市内各小学校特別支援学級へ入級予定・・・・ １６ 名
市内各小学校通常の学級へ入級予定・・・・・ ５５ 名
市外へ転出及び転入予定中止　・・・・・・・　３ 名

ウ　就学相談にあがってこない要配慮５歳児についての調査

市内の公立及び私立の全幼稚園・認定こども園・全保育園への調査票を配布し、提出された 34 件を小学校区別に集約して各小学校に情報提供を行った。

エ　在学児童生徒に関する教育相談活動

令和２年度中に各小中学校において、特別支援にかかわる就学相談(指導)を受けた児童生徒の就学（予定）状況について

【中学校３年卒業生】八幡支援学校高等部・・・・・１０名（内１名は通常の学級より）
【小学校６年卒業生】八幡支援学校中学部・・・・・・１名
京都教育大附属特別支援学校・・０名
中学校特別支援学級・・・・・１３名
【在学中の児童生徒で在学途中で特別支援学校へ転学する者】
Ｒ３年度４月から八幡支援学校への転学・・・・・ ０名

（２）特別支援教育に対して正しい理解と認識を深めるための啓発活動

ア　地域学校の開催（中止）

イ　「特別支援教育をともに考える集い」の開催（中止）

４　今後の重点課題と方向性

（１）就学相談実施にあたり、本人・保護者への十分な情報提供と早期からの教育相談・支援体制の確立を推進する。

（２）教育、福祉、医療諸機関等との連携強化により、就学前の幼児や在学児童生徒等の情報が確実に得られるような、情報ネットワークの充実を図る。

（３）就学前だけでなく、在学中の児童生徒の就学相談や転級・転学件数も増えてきており、そうしたニーズにも対応できる体制づくりにも取り組んでいく。

資料

〇令和２年度八幡市不登校対策マニュアル

〇八幡市教育支援センター「子どものサポートのご案内」〈パンフレット〉

〇「就学前のお子さんをお持ちの保護者の皆様へ」
〈八幡市教育支援委員会パンフレット〉

〇教育支援教室（さつき）入室及び教育相談申込のながれ

〇教育支援センターが行う緊急支援について（フロー図）

あとがき

今年度は、新型コロナウィルスの感染拡大が続く中での子どもたちへの支援が行われ、三密を避けた形で、どのような支援ができるかという難しい課題に直面した。

このコロナ禍での子どもたちの生活も大きく変わり、どのような影響があるかは、さまざまなところで議論されているところである。そして、不登校の子どもたちにとって、このような生活はどのような影響があるのか考えたとき、オンラインでの授業になり、参加しやすくなったという子どもたちもいる。他方で、年度初めから休校が続き、学校再開時に登校しにくいという子どもたちもいる。一つの出来事はさまざまな影響があり、子どもたちにとってもプラスの面もあれば、マイナスの面もある。そのような影響を見極めながら、これからまだしばらくはこのコロナ禍での生活が続いていくと思われる。

さて今年度、支援センターでは、このコロナの影響を受けながらも、さつき教室、教育相談において子どもや保護者への支援を行ってきた。特にさつき教室では、子どもたちの学校復帰に向けて、学校の別室との連携が行われてきた。さつき教室で、少しずつエネルギーを蓄え、学校に行ってみようかと思っても、一気に教室に入るというのはとてもハードルが高い行動である。そこで、放課後に学校に行ったり、別室に行って数時間過ごしたりということから始まることが多い。

別室登校は、多くの学校で行われている取り組みであり、文部科学省も不登校への支援における別室登校の活用を推奨している。別室登校とは、どうしても教室に入りにくかったり、学校に来るのがしんどくて、休みがちになったりする子どもに対して、教室とは別の場所を確保し、そこで過ごせるように配慮することである。その場所は、保健室であったり、相談室であったり、あるいは空いている教室等を使って、できるだけ学校に来るのがしんどい子どもたちも来やすいような場を作っていくのである。この別室は、多くの学校で開室されており、場合によっては二つの教室に分けて設置してあったり、そこに中心的に関わる先生を配置したり、ボランティアのスタッフを配置したりして、それぞれの学校で工夫しながら運営されている。この別室は、不登校の子どもたちにとっては、重要な場であり、他の児童生徒に会うのはしんどくて、教室には入りにくいが、かといって学校に全く行かないのも気になっているという子どもにとって、別室という空間は程よい人との関わりと時間と活動内容であり、子どもたちの居場所の一つになっている。

さつき教室で過ごす中で、学校のことも気になり、また友達や先生に促されて学校に行ってみようかと思ったとき、まずはこの別室に行ってみてはということになる場合が多い。つまり、別室は、さつき教室から教室、学校復帰に繋がる中間地点であり、さつき教室に近い少人数での活動であり、他方で学校の中にあるという意味では学校のルールに従う教室にも近い位置づけである。子どもたちは、この別室での活動を通して、学校の雰囲気、クラスの動きを感じ取ることで、少しずつ教室復帰への準備を進めるのである。しかし、この別室の運営には、多くの課題もあり、またさつき教室と別室との連携というのも今後さらに進めていく必要がある課題でもある。

八幡市教育支援センタースーパーバイザー　内田利広

令和2年度八幡市不登校対策マニュアル

〔未然防止に向けた取組〕

＜不登校が生じないような学校づくり＞

- 魅力あるよりよい学校づくり
- いじめ、暴力行為を許さない学校づくり
- 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 保護者・地域住民等との連携・協働体制の構築
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

＜きめの細かい観察からの対応＞

きめ細やかな観察

・遅刻、早退が増えてきた　・月曜日に欠席が多い　・よく体調不良を訴える
・表情がくらい　・一人でいることが多い　・授業中集中できない
・成績が急に下がった　・Q－U の結果が気になる　など

学級担任による相談活動

背景の把握

・学業不振　・本人の問題　・親子関係　・友人関係　・進路問題
・いじめ　・家庭環境　・発達の視点

改善に向けた動き

・学年会やケース会議等による協議（組織で対応する）
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特支コーディネーターに相談する
・スクールカウンセラー、通級指導教室、外部機関等につなぐ

〔早期発見・早期対応〕

＜欠席した場合＞

欠席

- 連絡がある⇒確実に学級担任に連絡
- 連絡がない⇒午前中に必ず連絡
- 気にかけていることを伝えるための連絡帳、手紙等による連絡（事務的にならないような配慮）
- 児童生徒の状況に応じた家庭訪問

↓

２日連続欠席

- ○家庭訪問による児童生徒及び保護者の様子確認
  家庭訪問ができない状況でも確実に連絡

↓

３日連続欠席

- ○必ず家庭訪問
  児童生徒と会える状況なら、児童生徒に寄り添った気持ちを引き出す会話
  保護者の目線に立って共に課題を解決する姿勢
- ○病気に起因する欠席なら、登校に向けての健康面での指導
- ○不登校が心配される状況なら、すぐに学年や教育相談部会に報告し、組織的対応

不登校児童・生徒

校内での支援方針策定
（ケース会議・学年会　など）

- 学級担任・学年担当
- 不登校対策担当者等の支援
- 別室指導
- 通級指導教室
- 教育支援センター
- 医療・児童相談所など外部機関の紹介

※支援方針策定に当たってはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用する。
※具体的な対応については組織で対応する。
※長期化した場合は、定期的に協議の場を設けて支援の見直しを行う。

〔長期欠席が続いている児童生徒への対応〕

＜ 段階に応じた対応 ＞

混乱期(身体症状・部屋に閉じこもる・自殺願望・暴れるなどの状態)の対応

・登校刺激をひかえエネルギーの回復を目指す。

・家庭とのつながりを継続し、家庭への支援を続ける。

停滞期(落ち着きは取り戻したがエネルギーは低い状態)の対応

・本人とのつながりをつくる。（遊び・ゲーム・会話）

・本人に寄り添い、悩みや思いを受け止める。

始動期(エネルギーが高まり、少しずつ意欲が高まってくる状態)の対応

・スモールステップで登校刺激を試みる。

（登校時間に起きてみる。校門まで行ってみる。誰もいない時間に登校してみる。

回復期(学校に復帰できる状態)の対応

・教室で過ごせるよう配慮する。

・周りの人の理解を促す。（居場所の確保、人とのつながりをつくる）

＜段階の見極め＞

様子（実態）から、可能だと思える投げかけ（刺激）をし反応を見る。

⇩

・反応がなかったら、まだ、無理な状態。

・反応に応じたら、どのように行うか詳細を相談。

〔来たり来なかったりする児童生徒への対応〕

児童生徒

•居場所や活躍できる場をつくる。

•できたことを認め、自信を持たせる。

•登校した努力をねぎらい、励ます。

•実態や状況に応じた配慮をする。（別室 •通級 •学習支援　等）

•要因を明らかにし、その改善に努める。

八幡市教育支援センター

「子どものサポートのご案内」

どんな子どもたちが通っているの？

学校は休んでいるけれども、学校とは違う場所で

など、一歩ふみ出したいと思っている子どもたちが通っています。

「さつき」教室入室の流れ

支援受付 ▶ 見　学 ▶ 入室相談 ▶ 申し込み ▶ 入　室 ▶ 小集団支援 / 個別支援

（八幡市内の小・中学校に通っている児童生徒が対象です。）

３Ｆ

小集団活動を中心にして、仲間をつくったり、勉強をしたりします。

ふれあい活動

読書、音楽鑑賞、書道、制作など、いろいろな活動に取り組みます。

仲間活動

野外活動、調理、園芸、幼稚園交流、スポーツなど、教室の仲間と協力して活動します。

学習活動

教科書・ワーク・学習ソフトなど、自分の目標にあわせた学習に取り組みます。

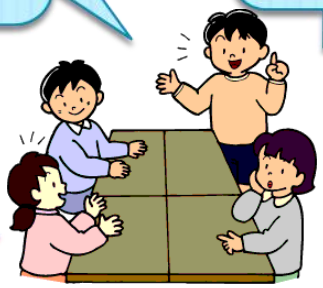

相談

カウンセラーや教室の先生といろいろな話ができます。

２Ｆ

個別活動が中心の、通室生が元気になるための場所です。

学習

自分に合った学習を相談して決めます。

お話

好きな話をしたり、これからのことを一緒に考えたりします。

趣味

スポーツ、手芸、お菓子作りなど興味のあることに取り組みます。

進路

高校や仕事のことを一緒に考えます。

グループ

ほかの子と一緒に調理やゲームなどをすることもできます。

＜週１日～週４日など、時間をそれぞれで選ぶことができます＞
＜先生が家まで訪問し、自宅で同じような活動もできます＞

教育相談室のご案内

教育相談室ではこのような内容の相談に応じています。

学校（園）に
行きにくい

友達とうまく関われない

情緒が不安定
イライラしている

気になるくせがある

そのほか
子どもにかかわること

落ち着きがない

相談時間

月曜日～金曜日　　午前10時～午後5時

＊土・日・祝日・年末年始は行っていません。

相談申込

月曜日～金曜日　　午前9時～午後5時

◆相談の内容は守秘いたします。

◆相談は無料です。

申し込み方法

直接お電話いただくか学校を通じてご相談ください。

八幡市教育支援センター内　教育相談室

電話番号　075－982－3001

相談方法

電話相談・・・電話による相談です。
面接相談・・・来所いただいての相談です。

相談の対象は

八幡市内在住で幼稚園、小学校、中学校に通う子どもさんやその保護者の方です。

スタッフは専門家です

教育相談を担当するスタッフは臨床心理士など専門の相談員です。

相談の流れ

相談申込受付

予約制となっていますので、あらかじめ
お電話や学校を通じて
お申し込み下さい。

受理面接

お困りのことについて、保護
者の方からお話を伺います。

伺ったお話の内容をもとに
援助の方向性について、
スタッフで調整する時間を
いただきます。

相談開始

開所時間

月・火・水・木・金
午前9時00分～午後5時00分

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始は
閉所します。

周辺地図・ＴＥＬ

八幡市教育支援センターは「旧八幡第五小学校」の敷地内にあります。

【住所】八幡市男山笹谷2
【電話】075－982－3001
【FAX】075－982－3002

京阪バス北センターより徒歩5分

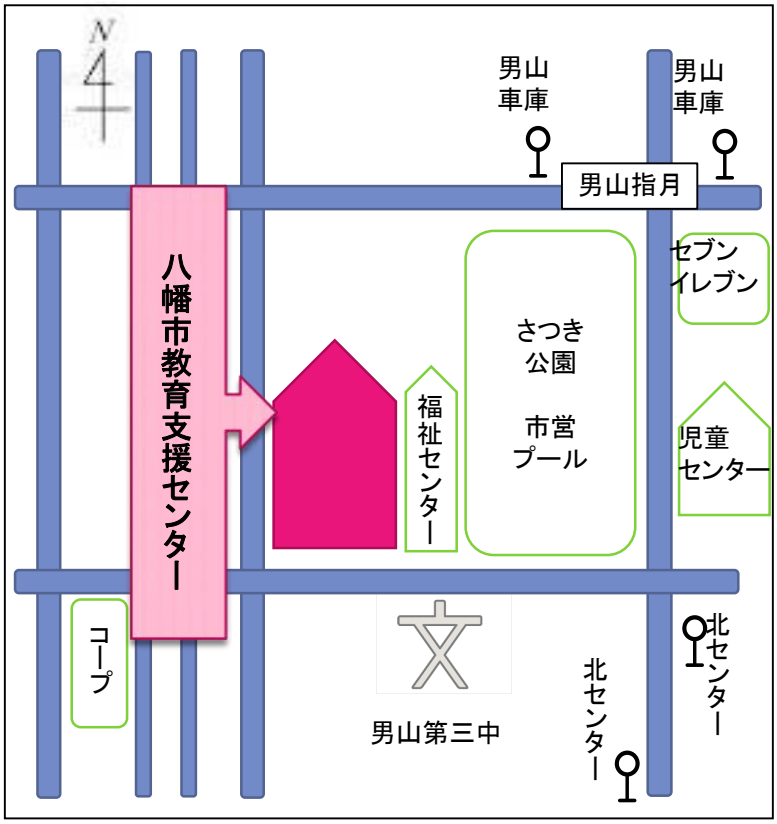

就学前のお子さんを
お持ちの保護者の皆様へ

八幡市教育支援委員会

お子さんが保育園、こども園、幼稚園の年長組になり、そろそろ小学校への入学を真剣に考える時期になりました。

「わが子はスムーズに小学校生活がスタートできるだろうか？」
「勉強についていけるだろうか？」
「友達と仲良く遊べるだろうか？」

・・等々、心配なことが頭をよぎります。

小学校という、より大きな集団の中で、環境の変化にうまく適応できればいいのですが、中にはうまく適応できずにいる子どもも少なからずいます。

入学当初は、歓迎行事や学校たんけん等で楽しい時間が過ぎますが、いざ教科の学習が始まると、じっと座れず立ち歩いたりする子も出てきます。

お子さんが小学校へ就学することは、保護者の皆様にとっても大きな出来事です。この節目となる時期に、お子さんの成長や発達について見つめ、考えることはとても大切です。

小学校生活をスムーズにスタートさせるためには、お子さんの発達面や行動面などをしっかり見つめ、心配な点があれば、就学先の学校にきっちり伝え、学校と保護者の共通理解の下、課題解決を図ることがとても大切です。

中には、お子さんが心身の障がいや病弱で介助支援が必要であったり、多動やこだわりが強くて集団との関わりがうまく結べない等で、入学後の学校生活に不安や悩みを持たれている保護者もおられることでしょう。

☛　そうした不安や悩み等を相談する場として

①八幡市教育支援委員会が行う、就学前５才児対象の教育相談があります。お子さんの発達面や行動面など、様々な面から特徴をとらえ、適切な支援の方法や学習の場について相談員と話し合い、お子さんに最適の就学先(小学校の通常学級か支援学級、または府立の特別支援学校等)について考えていきます。

（相談申込書は、4月中にお子さんの所属園を通して配布します。）

② 11月に就学先の小学校で実施される就学時健康診断や１月末～２月始めに行われる各小学校の入学説明会の相談コーナーを利用して、直接学校と相談することができます。食物アレルギー等への配慮はこの機会に相談して下さい。

（開催期日は、教育委員会から通知が届きます。）

③病弱や心身に重い障がいがある等で、特別支援学校への就学を視野に考えておられる場合は、毎年６月の学校説明会や１０月に実施される体験学習の相談コーナーを利用して相談できます。**（開催期日等は、各自で特別支援学校へ問い合わせていただくか、お子さんの所属園で聞いてください。）**

☛就学までの流れ

10月末	11月～12月上旬		1月	1月末～2月	4月
就学時健康診断実施の通知	就学時健康診断（各小学校）	就学先の決定（区分） ・地域の小学校 ・特別支援学校(盲・聾) 小学部のいずれか 発達面での遅れや心身に障がい等がある方は、必ず就学前の教育相談を受けてください。	就学通知 八幡市教育委員会または、京都府教育委員会から、就学先の学校の入学に関する通知が、保護者に届きます。	入学説明会（各小学校）	入学

☛八幡市教育支援委員会が行う、就学前の教育相談の流れ

4月・・就学前教育相談申込書を5才児全員に配布
（園児には、各所属園から配布→各園へ提出）
※未就園の方は、八幡市健康推進課の担当保健師へ連絡

5月・・各園より相談申込書を教育支援センターに提出

6月・・相談担当者の決定（2名で対応、内1名は就学先小学校教員）

7月・・園訪問（園児参観）
保護者面談の開始（※数回行うこともある）
（希望すれば、発達検査も無料で受けられます。）

↓

11月末までに・・就学先や配慮事項などを確認する

☛特別支援学校小学部へ就学する場合（12月上旬までに申込）

①保護者は所属園の園長先生に連絡してください。

②園の先生と相談して、就学予定者個人票（様式2）に必要事項を記載し、園に提出してください。

教育支援教室（さつき）入室及び教育相談申込のながれ

R2年度版

教育支援教室「さつき」

教育支援教室　受付
【担当】教室担当指導主事

見学希望日・面接日の確認・調整

見　　学
＊教育支援教室の
説 明・見学

「入室」受理面接
【担当】インテークカウンセラー

＊教育支援教室
「さつき」入室申込書

教育相談

「教育相談」　受付
【担当】教育相談担当指導主事

*カウンセリング申込意向の確認・主訴の確認

「相談」受理面接
【担当】インテークカウンセラー

＊相談申込票

受理会議（水曜日）
【出席者】スーパーバイザー，教育相談担当指導主事・カウンセラー・教室担当指導主事・教育相談員・支援指導員
・特別支援教育担当指導主事

〇受理会議の結果を保護者に連絡し、体験開始日時、相談開始日時の確認をする。

入室許可書交付

体験開始

入室許可書交付訪宅支援

相談開始
【担当】カウンセラー

〇教育相談開始（事務連絡）を学校に通知する。（変更の場合はその都度通知）

入　　室

〇教育支援教室「さつき」入室に係る通知書（様式2-1，2-2）を保護者、学校に通知する。

学校の緊急「危機対応」と八幡市教育支援センターが行う緊急支援について

八幡市教育支援センター

緊急支援

［危機対応チーム］
設置の流れ

緊急

学校【校長】 ↔ 当事者

要請

【市教委：担当指導主事】

緊急支援の決定

緊急支援要請

危機対応チームの設置

府スーパーバイザー、市教委、学校管理職、センター担当者、心理職で構成

◎スーパーバイザーの助言のもと支援内容の決定と分担をする

☆SCスーパーバイザーの配置

緊急支援開始

児童生徒・保護者・教職員への支援開始

関係機関ケース会議

市教委、学校、関係機関、教育支援センターでケース会議を行い、今後の支援の在り方について確認する

学校における危機の解消、回避、問題解決

児童・生徒の生命にかかわる事件・事故の発生

通報

把状握況

学校【校長】

緊急支援要請

危機対応チームの設置

― 学校における危機の解消・回避・問題解決による教育活動の早期の日常化を目指す ―

☆市教委担当指導主事が召集し校長が設置する

【SCスーパーバイザー、校長、教頭、市教委指導主事、支援センター指導主事、心理職】

◎事件、事故の状況把握と記録
○当該保護者への対応
○教職員間の情報の共有化と対応の一貫性確保
○配慮を要する児童、生徒の状況把握
○児童、生徒への指導（こころの健康調査票等の実施）
○児童、生徒への「心のケア」プラン策定と実施
○保護者、地域への説明
○警察との対応
○報道機関等への対応

京都府学校危機支援チーム（CCST）支援内容

- 被害評価とケアプラン策定の手助け
- 教職員への助言、サポート
- 保護者への支援
- 子どもと保護者への応急対応
- その他（報道対応サポート）

府教委・山城教育局（二次被害の拡大防止と心の応急処置）

報告 / 指導.助言

緊急支援

府SV、SC配置

八幡市教育委員会

報告 / 指導.助言

緊急支援

情報共有

緊急支援

調整等協議（学校・市教委・支援センター）

関係機関による支援実施及び継続

報告

八幡市教育支援センター

◎「危機対応チーム」の分担要請に基づき緊急支援を行う。

【予想される支援体制及び支援内容】

- 指導主事派遣による状況把握、情報整理とSC配置日程等の連絡、調整等
- カウンセラー派遣による見守り（原則として、相談面接は行わない。）
- スクールカウンセラーとの連携（SCスーパーバイザーを含む）による情報共有

緊急　所内会議

【所長.主任.担当指導主事.カウンセラー等】

《緊急支援の決定》

担当指導主事或いはカウンセラーの派遣等による支援

SV会議

スーパーバイザーによる指導助言

緊急支援　関係機関ケース会議

【所長、主任、指導主事、カウンセラー、学校、関係機関】

☆ケースによっては、市教委、学校、関係機関、教育支援センターによりケース会議を開催し、支援のあり方、方向を確認し、役割分担を明確にして支援を進める

☆ケースのよっては、通常のスクールカウンセラーによるカウンセリング並びに教育支援センターによるカウンセリングに移行する（SV会議により受理決定）

【困難な課題への相談】

いじめ、児童虐待、事件、事故等による不登校等、児童生徒の緊急な相談

☛学校、市教委、保護者からの困難な相談依頼については、緊急所内会議で支援の方法や形態等を決定する。（SV会議への報告、SC連携等）事前調整等協議を行い共通理解と役割分担をする。

令 和 2 年 度　所　報　（第9号）

発　行　　令和3年3月31日
発行者　　所長　近藤　一郎
発行所　　八幡市教育支援センター
〒614-8372
八幡市男山笹谷2
TEL(075)982-3001
FAX(075)982-3002
E-mail　yawata-center@kyoto-be.ne.jp

環境保全のため、この印刷物は再生紙を使用しています。

資料５

社会教育委員及び公民館運営審議会委員名簿（案）

（令和3年7月1日～令和5年6月30日）

委員氏名	住　　所	期	就　任	選出分野
北　和　人	橋本平野山 68－43	1期	令和 3 年	学識経験者
藤原　邦男	岩田北ノ口 33	1 期	令和 3 年	体育団体代表
高橋　寿子	美濃山西ノ口 10－21	3 期	平成 29 年	青少年育成団体代表
筧　　格	男山吉井 23－4	3 期	平成 29 年	文化団体代表
羽野　豪	欽明台西 70 （美濃山小学校内）	2 期	令和 3 年 ※R3.6.1～	学校代表
藤田　美代子	橋本新石 3－9	1 期	令和 3 年	女性団体代表
眞柄　以久代	八幡安居塚 96－11	2 期	令和元年	人権教育・啓発団体代表
赤松　真弓	欽明台西 44－2	1期	令和 3 年	PTA代表
松本　俊吉	男山松里 10－22	2 期	令和元年	市民公募
金子　功	男山美桜 5－37	1 期	令和 3 年	市民公募

資料６

八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

八幡市文化財保護条例施行規則（昭和 60 年八幡市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削り、同様式備考中「キャビネ型写真」を「写真」に改める。

別記様式第２号中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削る。

別記様式第３号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第６号中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削る。

別記様式第７号中「殿」を「様」に改める。

別記様式第８号から別記様式第 10 号までの様式中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削る。

別記様式第 11 号中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削り、同様式備考中「キャビネ型写真」を「写真」に改める。

別記様式第 12 号から別記様式第 14 号までの様式中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削る。

別記様式第 15 号を次のように改める。

別記様式第 15 号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財現状変更許可書

様

八幡市教育委員会㊞

八幡市文化財保護条例第 10 条の規定により、　　月　　日付で申請のあつた指定文化財の現状変更を許可します。

記

種別・名称及び員数

所在の場所

その他特記すべき事項

別記様式第16号中「八幡市教育委員会　　殿」を「八幡市教育委員会　様」に改め、「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に有するこの規則による改正前の様式の用紙については、なお当分の間これを使用できるものとする。

八幡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料６

改正後	改正前
○八幡市文化財保護条例施行規則 昭和60年９月11日教委規則第２号 改正 平成８年６月11日教委規則第８号 八幡市文化財保護条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、八幡市文化財保護条例（昭和60年八幡市条例第３号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。 （指定の申請、同意） 第３条　条例第６条第２項の規定により指定を受けようとする者は、八幡市文化財指定申請書（別記様式第１号）に写真、見取図その他の教育委員会が指示する資料を添付して、教育委員会に提出しなければならない。 ２　条例第６条第２項の規定による占有者の同意は、占有者から同意書（別記様式第２号）を徴することにより得るものとする。 （指定の通知及び指定書の交付） 第４条　条例第６条第４項の規定による指定の通知は、八幡市文化財指定通知書（別記様式第３号）による。 ２　条例第６条第４項の規定による指定書は、八幡市文化財指定書（別記様式第４号）による。 （指定台帳） 第５条　教育委員会は、条例第６条の規定により指定を行つたときは、八幡市指定文化財指定台帳（別記様式第５号）に登載するものとする。 第６条　指定書の交付を受けた者は、当該指定書が滅失し、若しくはき損し、	○八幡市文化財保護条例施行規則 昭和60年９月11日教委規則第２号 改正 平成８年６月11日教委規則第８号 八幡市文化財保護条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、八幡市文化財保護条例（昭和60年八幡市条例第３号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。 （指定の申請、同意） 第３条　条例第６条第２項の規定により指定を受けようとする者は、八幡市文化財指定申請書（別記様式第１号）に写真、見取図その他の教育委員会が指示する資料を添付して、教育委員会に提出しなければならない。 ２　条例第６条第２項の規定による占有者の同意は、占有者から同意書（別記様式第２号）を徴することにより得るものとする。 （指定の通知及び指定書の交付） 第４条　条例第６条第４項の規定による指定の通知は、八幡市文化財指定通知書（別記様式第３号）による。 ２　条例第６条第４項の規定による指定書は、八幡市文化財指定書（別記様式第４号）による。 （指定台帳） 第５条　教育委員会は、条例第６条の規定により指定を行つたときは、八幡市指定文化財指定台帳（別記様式第５号）に登載するものとする。 第６条　指定書の交付を受けた者は、当該指定書が滅失し、若しくはき損し、

改正後	改正前
又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、八幡市文化財指定書再交付申請書（別記様式第６号）により指定書の再交付を申請することができる。	又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、八幡市文化財指定書再交付申請書（別記様式第６号）により指定書の再交付を申請することができる。
（指定の解除）	（指定の解除）
第７条　条例第７条第２項に規定する指定の解除の通知は、八幡市文化財指定解除通知書（別記様式第７号）による。	第７条　条例第７条第２項に規定する指定の解除の通知は、八幡市文化財指定解除通知書（別記様式第７号）による。
（届出）	（届出）
第８条　次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。	第８条　次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。
（１）　条例第９条第１項第１号の場合　八幡市指定文化財所有者変更届（別記様式第８号）	（１）　条例第９条第１項第１号の場合　八幡市指定文化財所有者変更届（別記様式第８号）
（２）　条例第９条第１項第２号の場合　八幡市指定文化財管理責任者選・解任届（別記様式第９号）	（２）　条例第９条第１項第２号の場合　八幡市指定文化財管理責任者選・解任届（別記様式第９号）
（３）　条例第９条第１項第３号の場合　八幡市指定文化財所有者、管理責任者、保持者氏名等変更届（別記様式第10号）	（３）　条例第９条第１項第３号の場合　八幡市指定文化財所有者、管理責任者、保持者氏名等変更届（別記様式第10号）
（４）　条例第９条第１項第４号の場合　八幡市指定文化財の滅失き損等の届（別記様式第11号）	（４）　条例第９条第１項第４号の場合　八幡市指定文化財の滅失き損等の届（別記様式第11号）
（５）　条例第９条第１項第５号の場合　八幡市指定文化財所在変更届（別記様式第12号）	（５）　条例第９条第１項第５号の場合　八幡市指定文化財所在変更届（別記様式第12号）
（６）　条例第９条第２項の場合　八幡市指定文化財保持者の死亡届（別記様式第13号）	（６）　条例第９条第２項の場合　八幡市指定文化財保持者の死亡届（別記様式第13号）
（現状変更申請及び許可）	（現状変更申請及び許可）
第９条　条例第10条の規定により指定文化財の現状を変更しようとする者は、八幡市指定文化財の現状変更許可申請書（別記様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。	第９条　条例第10条の規定により指定文化財の現状を変更しようとする者は、八幡市指定文化財の現状変更許可申請書（別記様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。
２　教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは八幡市指定文化財現状変更許可書（別記様式第15号）を申請者に交付する。	２　教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは八幡市指定文化財現状変更許可書（別記様式第15号）を申請者に交付する。

改正後	改正前
３　条例第10条第２項の規定による現状変更後の報告は、八幡市指定文化財現状変更等報告書（別記様式第16号）による。 （その他） 第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。 附　則 この規則は、公布の日から施行し、昭和60年４月１日から適用する。 附　則（平成８年６月11日教委規則第８号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和３年●月●日教委規則第●号） （施行期日） １　この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この規則の施行の際現に有するこの規則による改正前の様式の用紙については、なお当分の間これを使用できるものとする。 別記様式第１号（第３条関係）	３　条例第10条第２項の規定による現状変更後の報告は、八幡市指定文化財現状変更等報告書（別記様式第16号）による。 （その他） 第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。 附　則 この規則は、公布の日から施行し、昭和60年４月１日から適用する。 附　則（平成８年６月11日教委規則第８号） この規則は、公布の日から施行する。 別記様式第１号（第３条関係）

改正後	改正前
年　月　日 八 幡 市 文 化 財 指 定 申 請 書 八幡市教育委員会　様 住　所 氏　名 下記のとおり、八幡市文化財保護条例の規定による　　の指定を受けたいので、申請書を提出します。 記 1　種別、名称及び員数 2　所在の場所 3　所有者または保持者の住所及び氏名 4　現状 　品質、形状、構造、重量、大きさ、地積、範囲等 5　作者、作年代の徴証または伝説 6　由来及び沿革 7　その他参考となる事項 備考 1　現状を示す写真を添付すること。 2　史跡、名勝及び天然記念物については、写真及び付近見取図を添付すること。 3　その他当該文化財について参考となる資料があるときは、その資料を添付すること。	年　月　日 八 幡 市 文 化 財 指 定 申 請 書 八幡市教育委員会　　殿 住　所 氏　名　　㊞ 下記のとおり、八幡市文化財保護条例の規定による　　の指定を受けたいので、申請書を提出します。 記 1　種別、名称及び員数 2　所在の場所 3　所有者または保持者の住所及び氏名 4　現状 　品質、形状、構造、重量、大きさ、地積、範囲等 5　作者、作年代の徴証または伝説 6　由来及び沿革 7　その他参考となる事項 備考 1　現状を示すキャビネ型写真を添付すること。 2　史跡、名勝及び天然記念物については、キャビネ型写真及び付近見取図を添付すること。 3　その他当該文化財について参考となる資料があるときは、その資料を添付すること。

改正後	改正前
別記様式第２号（第３条関係） 年　　月　　日 八幡市教育委員会　様 住　所 氏　名 同　　意　　書 私の所有（占有、保持）する下記の文化財を、貴委員会が 指定文化財に指定することを同意します。 記 １　名称及び数 ２　所　在　地	別記様式第２号（第３条関係） 年　　月　　日 八幡市教育委員会　　殿 住　所 氏　名　　㊞ 同　　意　　書 私の所有（占有、保持）する下記の文化財を、貴委員会が 指定文化財に指定することを同意します。 記 １　名称及び数 ２　所　在　地

改正後

別記様式第３号（第４条関係）

番号　　年　　月　　日

八 幡 市 文 化 財 指 定 通 知 書

様

八幡市教育委員会印

名　　称

員　　数

特記事項

上記を八幡市文化財保護条例第６条の規定により　　に指定しましたので通知します。

所有者（保持者） 氏　　名	住　　所	所　在　の　場　所	交付、再交付 変更年月日

改正前

別記様式第３号（第４条関係）

番号　　年　　月　　日

八 幡 市 文 化 財 指 定 通 知 書

殿

八幡市教育委員会印

名　　称

員　　数

特記事項

上記を八幡市文化財保護条例第６条の規定により　　に指定しましたので通知します。

所有者（保持者） 氏　　名	住　　所	所　在　の　場　所	交付、再交付 変更年月日

改正後

別記様式第４号（第４条関係）

（表）

記号番号

割印

指定書

名称

員数

特記事項

右を八幡市指定に指定します

年　月　日

八幡市教育委員会　印

（裏）

所有者（保持者）氏名	住所	所在の場所	交付、再交付の年月日

所有者（保持者）氏名	住所	所在の場所	変更の年月日

備考

一　指定が解除されたときは、この指定書を八幡市教育委員会に返還してください。

二　次の場合には、この指定書を添えて八幡市教育委員会に届け出てください。

(一)　指定文化財の所有者が変更したとき。

(二)　指定文化財の所有者または保持者が、その住所または氏名もしくは名称を変更したとき。

(三)　指定文化財の所在の場所を変更したとき。

改正前

別記様式第４号（第４条関係）

（表）

記号番号

割印

指定書

名称

員数

特記事項

右を八幡市指定に指定します

年　月　日

八幡市教育委員会　印

（裏）

所有者（保持者）氏名	住所	所在の場所	交付、再交付の年月日

所有者（保持者）氏名	住所	所在の場所	変更の年月日

備考

一　指定が解除されたときは、この指定書を八幡市教育委員会に返還してください。

二　次の場合には、この指定書を添えて八幡市教育委員会に届け出てください。

(一)　指定文化財の所有者が変更したとき。

(二)　指定文化財の所有者または保持者が、その住所または氏名もしくは名称を変更したとき。

(三)　指定文化財の所在の場所を変更したとき。

改正後

別記様式第５号（第５条関係）

八幡市指定文化財指定台帳

指定番号	第　　号	指定年月日	年　月　日
名称			
種類及び員数			
構造及び形式（寸法）			
重量及び品質（特徴）			
作者及び製作年代（時代）			
所在地			
所有者または保持者の住所及び氏名			
指定事由及び由来・伝説			
その他参考事項			

管理・修理費補助

年月日	府費補助額	市費補助額	補助対象	備考

備考　１　写真又は図面は、裏面に添付のこと。

改正前

別記様式第５号（第５条関係）

八幡市指定文化財指定台帳

指定番号	第　　号	指定年月日	年　月　日
名称			
種類及び員数			
構造及び形式（寸法）			
重量及び品質（特徴）			
作者及び製作年代（時代）			
所在地			
所有者または保持者の住所及び氏名			
指定事由及び由来・伝説			
その他参考事項			

管理・修理費補助

年月日	府費補助額	市費補助額	補助対象	備考

備考　１　写真又は図面は、裏面に添付のこと。

改正後	改正前
別記様式第６号（第６条関係） 年　　月　　日 八幡市文化財指定書再交付申請書 （認定書） 八幡市教育委員会　様 住　所 氏　名 下記のとおり、文化財指定書を 滅失した／き損した／亡失した／盗難にあつた ので、再交付くださるよう申請します。 １　市指定文化財の名称 ２　指定書の記号番号及び指定の年月日 ３　滅失した／き損した／亡失した／盗難にあつた　年月日、場所及び状況 ４　その他参考となる事項 （添付書類） 事実を証明するに足りる書類またはき損した指定書及び認定書	別記様式第６号（第６条関係） 年　　月　　日 八幡市文化財指定書再交付申請書 （認定書） 八幡市教育委員会　　殿 住　所 氏　名　　㊞ 下記のとおり、文化財指定書を 滅失した／き損した／亡失した／盗難にあつた ので、再交付くださるよう申請します。 １　市指定文化財の名称 ２　指定書の記号番号及び指定の年月日 ３　滅失した／き損した／亡失した／盗難にあつた　年月日、場所及び状況 ４　その他参考となる事項 （添付書類） 事実を証明するに足りる書類またはき損した指定書及び認定書

改正後	改正前
別記様式第７号（第７条関係） 年　　月　　日 文 化 財 指 定 解 除 通 知 書 様 八幡市教育委員会㊞ 八幡市文化財保護条例第７条の規定により、下記のとおり指定を解除しました。 記 １　指定を解除した文化財 名　称 員　数 ２　指定書の記号番号及び指定の年月日 ３　解除の年月日 ４　解除の理由 ５　その他参考となる事項	別記様式第７号（第７条関係） 年　　月　　日 文 化 財 指 定 解 除 通 知 書 殿 八幡市教育委員会㊞ 八幡市文化財保護条例第７条の規定により、下記のとおり指定を解除しました。 記 １　指定を解除した文化財 名　称 員　数 ２　指定書の記号番号及び指定の年月日 ３　解除の年月日 ４　解除の理由 ５　その他参考となる事項

改正後

別記様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財所有者変更届

八幡市教育委員会　様

住　所
氏　名

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
変更前の所有者等の住所及び氏名（名称）	
変更後の所有者等の住所及び氏名（名称）	
変更の年月日	
変更の理由	
その他参考となる事項	

改正前

別記様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財所有者変更届

八幡市教育委員会　　殿

住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
変更前の所有者等の住所及び氏名（名称）	
変更後の所有者等の住所及び氏名（名称）	
変更の年月日	
変更の理由	
その他参考となる事項	

改正後

別記様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財管理責任者選解任届

八幡市教育委員会　様

住　所

氏　名

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者の住所及び氏名（名称）	
管理責任者の生年月日及び職業	
選解任の年月日	
選解任の理由	
その他参考となる事項	

改正前

別記様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財管理責任者選解任届

八幡市教育委員会　　殿

住　所

氏　名　　㊞

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者の住所及び氏名（名称）	
管理責任者の生年月日及び職業	
選解任の年月日	
選解任の理由	
その他参考となる事項	

改正後

別記様式第10号（第８条関係）

年　　月　　日

所　有　者
八幡市指定文化財保　持　者氏名等変更届
管理責任者

八幡市教育委員会　様

住　所
氏　名

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指　定　年　月　日	
変更前の住所及び氏　　名（名　　称）	
変更後の住所及び氏　　名（名　　称）	
変　更　年　月　日	
その他参考となる事項	

備考　１　保持者の死亡した場合は、相続人が届出ることとする。

改正前

別記様式第10号（第８条関係）

年　　月　　日

所　有　者
八幡市指定文化財保　持　者氏名等変更届
管理責任者

八幡市教育委員会　　殿

住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指　定　年　月　日	
変更前の住所及び氏　　名（名　　称）	
変更後の住所及び氏　　名（名　　称）	
変　更　年　月　日	
その他参考となる事項	

備考　１　保持者の死亡した場合は、相続人が届出ることとする。

改正後

別記様式第11号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財の滅失き損等の届

八幡市教育委員会　様

住　所

氏　名

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者の住所及び氏名	
滅失き損等の事実の生じた年月日時刻及び場所	
滅失き損等の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失き損等の事実の生じた原因、その個所及び程度	
滅失き損等の結果、当該市指定文化財が、その保存について受ける影響	
滅失き損等の事実が判明した年月日	
滅失き損等の事実が判明した後に施した措置その他参考となる事項	

備考　１　滅失き損等の状況を示す写真及び図面を添付すること。

改正前

別記様式第11号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財の滅失き損等の届

八幡市教育委員会　　殿

住　所

氏　名　　㊞

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者の住所及び氏名	
滅失き損等の事実の生じた年月日時刻及び場所	
滅失き損等の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失き損等の事実の生じた原因、その個所及び程度	
滅失き損等の結果、当該市指定文化財が、その保存について受ける影響	
滅失き損等の事実が判明した年月日	
滅失き損等の事実が判明した後に施した措置その他参考となる事項	

備考　１　滅失き損等の状況を示すキャビネ型写真及び図面を添付すること。

改正後

別記様式第12号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財所在変更届

八幡市教育委員会　様

住　所
氏　名

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記するものとする）	
変更後の所在の場所	
変更年月日	
変更の理由	
その他参考となる事項	

改正前

別記様式第12号（第８条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財所在変更届

八幡市教育委員会　　殿

住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり変更したのでお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記するものとする）	
変更後の所在の場所	
変更年月日	
変更の理由	
その他参考となる事項	

改正後	改正前
別記様式第13号（第８条関係） 年　　月　　日 八幡市教育委員会　様 住　所 氏　名 保　持　者　の　死　亡　届 上記のことについて、下記のとおり保持者が死亡したのでお届けします。 記 1　指定無形文化財の名称 2　指定年月日及び指定書記号番号並びに認定年月日 3　死亡した保持者の氏名及住所 4　変更前の氏名または名称及び住所 5　変更後の氏名または名称及び住所 6　追加認定の有無 7　その他参考となるべき事項	別記様式第13号（第８条関係） 年　　月　　日 八幡市教育委員会　　殿 住　所 氏　名　　㊞ 保　持　者　の　死　亡　届 上記のことについて、下記のとおり保持者が死亡したのでお届けします。 記 1　指定無形文化財の名称 2　指定年月日及び指定書記号番号並びに認定年月日 3　死亡した保持者の氏名及住所 4　変更前の氏名または名称及び住所 5　変更後の氏名または名称及び住所 6　追加認定の有無 7　その他参考となるべき事項

改正後

別記様式第14号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財の現状変更許可申請書

八幡市教育委員会　様

住　所

氏　名

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名	
現状変更修理を必要とする理由	
現状変更修理の内容及び実施方法	
実施のため所在の場所を変更するときはその予定地	
着手及び完了の予定月日	
施行担当者の住所及び氏名（名称）	
その他参考となる事項	

備考　この届書には、次に掲げる書類を添付すること。

（１）　設計仕様書及び設計書

（２）　現状変更または修理をしようとする個所の写真及び見取図

（３）　管理責任者があるときには、その意見書

（４）　届書が所有者以外であるときは、所有者の承諾書

改正前

別記様式第14号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財の現状変更許可申請書

八幡市教育委員会　　殿

住　所

氏　名　　㊞

下記のとおりお届けします。

記

種別、名称及び員数	
指定書の記号番号及び指定年月日	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名	
現状変更修理を必要とする理由	
現状変更修理の内容及び実施方法	
実施のため所在の場所を変更するときはその予定地	
着手及び完了の予定月日	
施行担当者の住所及び氏名（名称）	
その他参考となる事項	

備考　この届書には、次に掲げる書類を添付すること。

（１）　設計仕様書及び設計書

（２）　現状変更または修理をしようとする個所の写真及び見取図

（３）　管理責任者があるときには、その意見書

（４）　届書が所有者以外であるときは、所有者の承諾書

改正後	改正前
別記様式第15号（第９条関係） 年　　月　　日 八幡市指定文化財現状変更許可書 様 八幡市教育委員会印 八幡市文化財保護条例第10条の規定により、　　月　　日付で申請のあった指定文化財の現状変更を許可します。 記 種別・名称及び員数 所在の場所 その他特記すべき事項	別記様式第15号（第９条関係） 年　　月　　日 八幡市指定文化財現状変更許可書 殿 八幡市教育委員会印 八幡市文化財保護条例第10条の規定により、　　月　　日付で貴殿から申請のあった指定文化財の現状変更を許可します。 記 種別・名称及び員数 所在の場所 その他特記すべき事項

改正後

別記様式第16号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財現状変更等報告書

八幡市教育委員会　様

住　所
氏　名
電話番号

下記の通り、八幡市指定文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の現状変更等を終了したので報告します。

記

指定文化財の名称及び員数	
現状変更等（修理、復旧）の許可（届出）年月日	
終　了　年　月　日	
その他参考となるべき事項	

備考

1　終了の報告の場合は、現状変更等（修理、復旧）の結果を示す写真または見取図を添付すること。

2　様式中の「現状変更等」とは、「現状の変更」又は保存に影響を及ぼす行為をいう。

改正前

別記様式第16号（第９条関係）

年　　月　　日

八幡市指定文化財現状変更等報告書

八幡市教育委員会　　殿

住　所
氏　名　　㊞
電話番号

下記の通り、八幡市指定文化財（有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物）の現状変更等を終了したので報告します。

記

指定文化財の名称及び員数	
現状変更等（修理、復旧）の許可（届出）年月日	
終　了　年　月　日	
その他参考となるべき事項	

備考

1　終了の報告の場合は、現状変更等（修理、復旧）の結果を示す写真または見取図を添付すること。

2　様式中の「現状変更等」とは、「現状の変更」又は保存に影響を及ぼす行為をいう。

資料７

八幡市図書館協議会委員名簿（案）

任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

◎会長　　〇副会長

選出分野	委　員　氏　名	就　任	
学識経験者	◎小牧（コマキ）　久仁（クニ） 元八幡市立小学校校長	平成29年	２期
社会教育団体	〇吉川（ヨシカワ）　栄樹（エイキ） 青少年育成団体	平成30年	２期
	山本（ヤマモト）　晴代（ハルヨ） 朗読ボランティアサークル	令和元年	１期
	赤松（アカマツ）　真弓（マユミ） ＰＴＡ連絡協議会	令和３年	１期
	大谷（オオタニ）　千恵（チエ） 女性団体代表	令和２年	１期
	斎藤（サイトウ）　陽子（ヨウコ） 八幡おはなしの会	令和元年	１期
学校関係	笠原（カサハラ）　直文（ナオフミ） 校長会	平成28年	３期
市民公募	谷（タニ）　信明（ノブアキ） 市民公募	令和元年	１期